

下越国有林の地域別の森林計画書

(下越森林計画区)

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和17年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

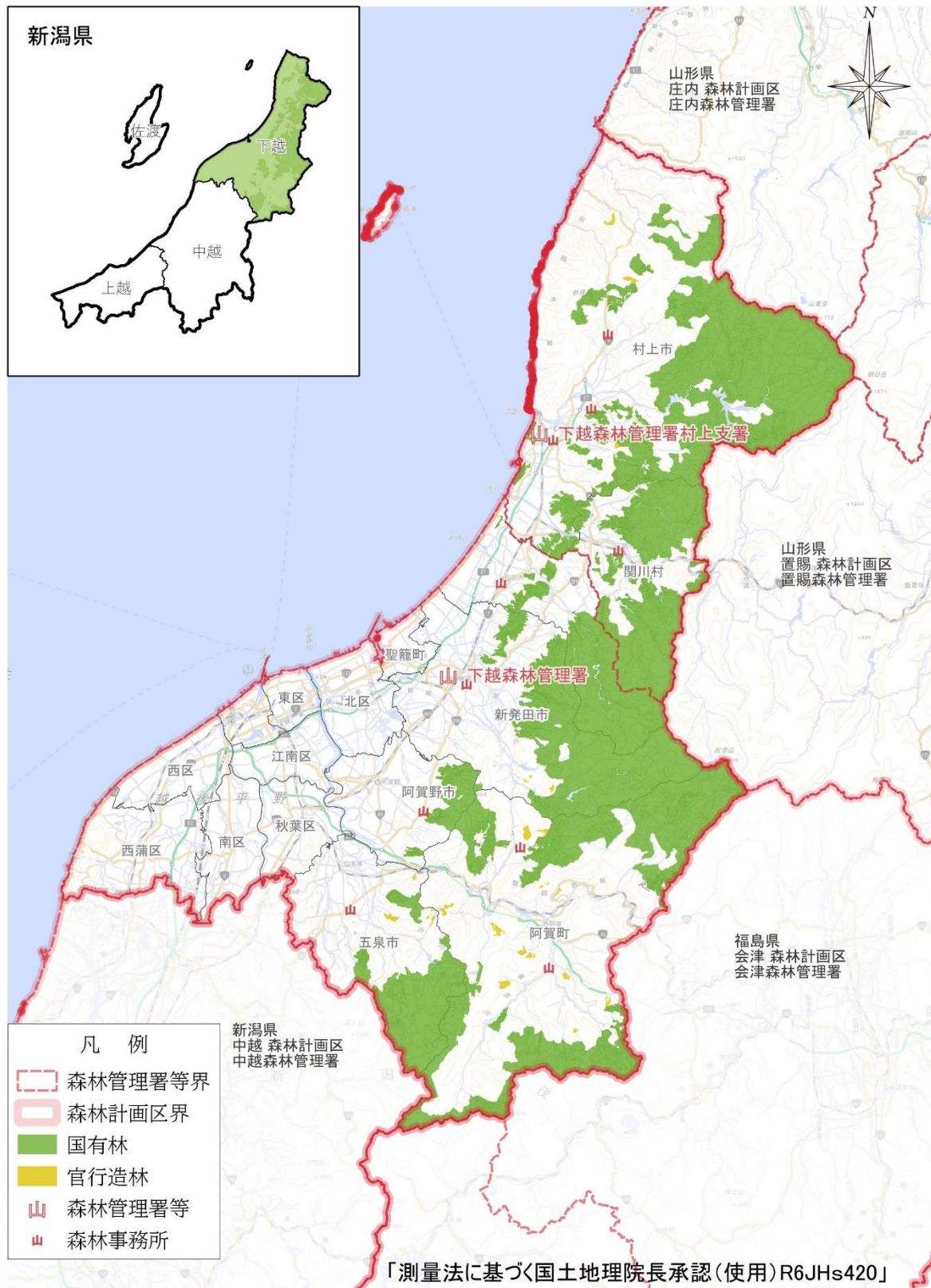
下越国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、下越森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ ーは、該当がないものである。

下越森林計画区の位置図



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
（1）森林の整備及び保全の目標	9
（2）森林の整備及び保全の基本方針	11
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2 その他必要な事項	13
第3 森林の整備に関する事項	14
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	14
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	14
（2）立木の標準伐期齢	16
（3）その他必要な事項	16
2 造林に関する事項	17
（1）人工造林に関する事項	17
（2）天然更新に関する事項	18
（3）その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する事項	19
（1）間伐の標準的な方法	19
（2）保育の標準的な方法	20
（3）その他必要な事項	20
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	21
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
（2）その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	24
（3）林産物の搬出方法等	25
（4）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	25
（5）その他必要な事項	25
6 森林施業の合理化に関する事項	26
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	26
（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	26

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	26
(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針	26
(5) その他必要な事項	26
第4 森林の保全に関する事項	27
1 森林の土地の保全に関する事項	27
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	27
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	30
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	34
(4) その他必要な事項	34
2 保安施設に関する事項	35
(1) 保安林の整備に関する方針	35
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	35
(3) 治山事業の実施に関する方針	35
(4) その他必要な事項	35
3 鳥獣害の防止に関する事項	36
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	36
(2) その他必要な事項	36
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	37
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	37
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	37
(3) 林野火災の予防の方針	37
(4) その他必要な事項	37
第5 計画量等	38
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	38
2 間伐面積	38
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	38
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	39
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	45
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	45
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	46
(3) 実施すべき治山事業の数量	47
第6 その他必要な事項	48
1 保安林その他制限林の施業方法	48
2 その他必要な事項	55
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	56
別表2 鳥獣害防止森林区域	69
別表3 指定施業要件を定める場合の基準	70
別表4 指定施業要件における伐採の方法	72
別表5 自然公園区域内における森林の施業	74

別表6 砂防指定地の森林の施業	75
-----------------	----

附属参考資料

1 森林計画区の概況	76
（1）市町村別土地面積及び森林面積	76
（2）地況	76
（3）土地利用の現況	77
（4）産業別生産額	77
（5）産業別就業者数	78
2 森林の現況	79
（1）齢級別森林資源表	79
（2）制限林普通林別森林資源表	84
（3）市町村別森林資源表	85
（4）制限林の種類別面積	87
（5）樹種別材積表	89
（6）荒廃地等の面積	89
（7）森林の被害	89
3 林業の動向	90
（1）森林組合及び生産森林組合の現況	90
（2）林業事業体等の現況	92
（3）林業労働力の概況	93
（4）林業機械化の概況	93
（5）作業路網等の整備の概況	93
4 前期計画の実行状況	94
（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積	94
（2）間伐面積	94
（3）人工造林及び天然更新別面積	94
（4）林道の開設及び拡張の数量	94
（5）保安林の整備及び治山事業に関する計画	95
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	96
（1）森林より森林以外への異動	96
（2）森林以外より森林への異動	96
6 森林資源の推移	97
（1）分期別伐採立木材積等	97
（2）分期別期首資源表	98
7 主伐（皆伐）上限量の目安量（年間）	98

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、新潟県の北東部に位置し阿賀野川広域流域に属している。西は日本海に面しており、東から南東にかけては山形県の置賜森林計画区及び福島県の会津森林計画区、北は山形県の庄内森林計画区及び最上村山森林計画区、南西は中越森林計画区にそれぞれ接し、新潟市、新発田市、胎内市、五泉市、阿賀野市、村上市、阿賀町、聖籠町、関川村、粟島浦村の6市2町2村を包括している。

当計画区の総面積は、454 千 ha で新潟県面積の 36%を占めている。森林面積は 306 千 ha で、うち国有林は 147 千 ha であり、森林面積の 48%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の主な山系は、東側に 2,000m級の山岳が連なり、北部の山形県境では荒川以北の朝日山系、中央東部の山形・福島県境の飯豊山系及び阿賀野川以南の3地域に大別される。

朝日山系は、朝日山地及び蒲萄山地に分けられ、朝日山地は、西朝日岳（1,814m）、以東岳（1,772m）、大鳥屋岳（989m）等が連なっている。また、日本海沿岸を南北に連なる蒲萄山地は、蒲萄山（795m）が中心でありその西麓は断崖を成し「笹川流れ」の景勝地を作り出している。

飯豊山系は、飯豊山（2,105m）を中心として、御西岳（2,012m）、大目岳（2,128m）などを主峰とし、北部には、地神山（1,850m）、杵差岳（1,636m）、枯松山（1,119m）等の山稜が連なっている。南部には、棚橋山（674m）、五頭連峰の主峰菱ヶ岳（973m）等が連なっている。西部には、二王子岳（1,420m）を主峰とする二王子山塊があり、さらにその西方には日本で最小の櫛形山脈がある。

阿賀野川以南は、西側に中ノ又山（1,070m）、矢筈岳（1,257m）、白山（1,012m）などの高峰が連なっている。東側は、貉ヶ森山（1,315m）、御神楽岳（1,386m）、鍋倉山（1,137m）などの高峰が福島県との県境を形成している。

これらの山系は、地域のシンボルとして重要な景観を形成しているほか、百名山に数えられるなど全国的にも名高い山も多く、登山愛好家等に親しまれ人気が高い。また、奥地の森林は、急峻で自然度の高い天然生林が広域に保存されていることから、森林生態系の維持・保全や山地災害の防止等が求められており、都市近郊に位置する森林は、森林とのふれあいの場や生活環境の保全等が期待されている。

(イ) 水系

当計画区の主な水系は、福島県の会津地方を源とし当計画区内を西流して横断する阿賀野川及び山形県の大朝日岳を源とする荒川の二大河川と、国有林を始め各山系を源とする三面川、胎内川、加治川などのほか大小河川が豊富な雪解け水とともに日本海に注いでいる。

国有林を始めとするこれら水系の上流域の森林地帯は、下越地方の農山村部を始め、下流域の各都市部の生活用水、工業・農業用水の水源地として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

当計画区の主な地質及び土壌は、以下のとおりである。

(ア) 地質

a 北部・東部の山地

朝日山地は、粘板岩や砂岩を主とする古生層とそれを貫いた花崗閃緑岩等が分布している。

蒲萄山地は、主として花崗岩により形成されているが、一部には輝緑ひん岩、石英斑岩の露出も見られる。

飯豊山地は、古生層とそれを貫いた花崗岩類により形成されており、二王子山塊の山麓部には、一部新第三紀層（七谷層、津川層）が見られる。

楯形山脈の山体は、花崗岩類（実川型花崗閃緑岩類）により形成されており、山麓部は、新第三紀層（七谷層、津川層）が見られ、新潟平野沖積低地に移行している。

中央部の五頭連峰の菱ヶ岳北西には、南北に走る月岡断層があり、主に花崗岩により形成されているが、中ノ沢川の東方には新第三紀層が見られる。新谷川地区の上流部は、古生層、斜長流紋岩が分布しているが、中流から下流にかけては広く新第三紀層（七谷層、津川層）が分布している。

b 南部の山地

阿賀野川以南は、新第三紀層（鹿瀬層、津川層）を主とし、それを貫く流紋岩が随所に見られるが、奥早出地域には、古生層及び花崗岩類が分布している。

(イ) 土壌

当計画区の土壌は、褐色森林土が大部分を占め、次いでポドゾル・ポドゾル化土壌、受蝕土の順となっており、一部に黒色土、赤色土、未熟土がわずかに見られる。

黒色土は、楯形山脈の一部と二王子山塊の谷間の平坦地に散見されるのみで、その分布は少ない。

表面侵食によって土層の上部が削剥された受蝕土は、傾斜 30 度以上の急傾斜地に多く見られる。

強酸性の赤色土は、二王子山塊、楯形山脈の丘陵地及び盆地周辺の山脚部にまとまって出現しているが、その分布は少ない。

種々の土壌型に至らない類別の困難な未熟土は、海岸砂丘のアカマツ林下に見られ、表層がわずかに土壌化した腐植の淡い砂質未熟土であり、乙、瀬波海岸に分布する。

一般的に褐色森林土や黒色土は林木の生育に適しているが、酸性度が強く急峻な尾根などに分布するポドゾル土壌などに生育する森林は、一度伐採すると森林復元に大変時間がかかることから、施業を見合わせる等の配慮が必要である。

ウ 気候

当計画区の気候は、日本海側気候に属し年平均気温は平野部で 14.2℃、山間部で 12.3℃となっている。

年平均降水量は、平野部で 2,268mm、山間部では 2,629 mmとなっている。積雪量は、海岸平野部では 50cm 程度と少ないものの、山間部で 2 m 以上に達するところもある。

エ 森林の概況

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は約 13 千 ha で、立木地面積の 12%を占め、樹種別にはスギ 68%、アカマツ 11%、その他 21%となっている。

齢級配置は、Ⅰ～Ⅳ齢級(1～20 年生)が 2 %、Ⅴ～Ⅷ齢級(21～40 年生)が 10%、Ⅸ齢級以上(41 年生～)が 88%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

公有林野等官行造林地における人工林面積は約 955ha で、樹種別にはスギ 65%、アカマツ 10%、その他 25%となっている。

齢級別にみるとⅨ齢級以上が 100%を占めている。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は約 89 千 ha で、立木地面積の 88%を占めている。

公有林野等官行造林地においては、約 274ha となっている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は 1,088 千人(令和 2 年)で、新潟県人口の 49%を占めている。

当計画区の産業別の就業者割合は、第 1 次産業が 5 %、第 2 次産業が 25%、第 3 次産業が 71 %となっており、第 1 次産業の割合は低位であり、林業従事者は 423 人程度である。(令和 2 年度国勢調査による。)

イ 土地の利用状況

当計画区の総面積 454,287ha のうち、森林が 67%を占め、稲作を中心とした農地が 14%、その他が 19%となっている。

ウ 交通網

当計画区の交通網は、日本海岸沿いを南北に走る J R 羽越本線及び国道 7 号が整備されているほか、新潟市と青森市とを結ぶ日本海沿岸東北自動車道が村上市まで開通するなど、高速道路網の整備も進んでいる。

また、太平洋側のいわき市と日本海側の新潟市とを東西に結ぶ、磐越自動車道が当計画区南部の阿賀野川沿いに走り、これに沿うようにして新潟市と会津若松市を結ぶ J R 磐越西線が走る。当計画区中央部の荒川沿いには、村上市と山形県米沢市とを結ぶ J R 米坂線、新潟市と山形県南陽市を經由し福島県相馬市とを結ぶ国道 113 号が走っている。

そのほかにも、鉄道は南西部に J R 白新線、道路は国道 49 号、290 号、345 号及び主要地方道が縦横に走り、海路は、定期航路が岩船港から粟島、新潟港から佐渡島まで運行されているほか、新潟西港及び新潟東港が工業港として発達しており、交通網は、全体的に南北に発達し、阿賀野川、荒川の 2 大河川に沿って、その地形から中央部、南部では東西に発達し、地域産業の動脈としての機能を果たしている。

また、航空路は新潟空港から国内線及び国際線の各航路が運航されている。

エ 地域産業の概況

当計画区における産業は、全体的に製造業、サービス業、卸・小売業を主体としている。製造業のうち五泉市のニット・絹織物等の繊維製品、村上市の木彫堆朱で知られる伝統工芸の漆器は、地域の特産として有名である。また、豊かな自然環境を背景に「瀬波」、「笹川流れ」、「栗島」、「阿賀野川ライン」等があり、観光地となっている。

第1次産業では、稲作以外に畜産、野菜、果実、花き等の生産を行っている。また、村上市では北限の茶を生産しており、特産となっている。

オ 林業・林産業の概況

当計画区の森林は、区域面積の67%を占め、所有形態別にみると、国有林が48%、民有林が52%であり、森林の樹種構成は、ブナ、ミズナラ、コナラなど天然林が主体で、森林面積の75%を占めている。スギ、アカマツなどの人工林は森林面積の25%であるが、村上市、阿賀町、関川村などは県下有数の林業地であり古くから林業生産活動が活発で、県内の素材生産量の65%を占める地域である。また、計画区南部においては、新潟市が木材等の林産物の最大消費地となっている。特用林産物については、木炭、生しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、わらび、ぜんまい等多様な品目の生産が行われており、特にまいたけ、きくらげについては、県下生産量の50%以上の生産量を占めている。

当計画区には森林組合が6組合あり、造林・保育・生産・販売等の事業を通じて地域林業の担い手として重要な役割を果たしている。

また、当計画区には製材から集成材やプレカットまで一貫して加工する木材加工工場が複数あり、地域材の安定供給に寄与している。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5か年分（令和2年度～令和6年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和6年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐及び間伐については、令和4年8月の集中豪雨により林道等が被災したことから、事業の実行を一部見合わせたため、計画量を下回った。

単位 材積：m³ 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量 (間伐面積)	244,049	231,990 (2,802)	91,466	143,839 (1,257)

（2）人工造林及び天然更新別面積

人工造林については、令和4年8月の集中豪雨により林道等が被災したことから、主伐の実行を見合わせたため、計画量を下回った。

天然更新については、これまで更新未了としていた林分の更新完了が確認できたことから、計画量を上回った。

単位 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	243	0	86	6

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設及び拡張については、令和4年8月の集中豪雨により林道等が被災したことから、その復旧事業を優先したため、計画量を下回った。

単位 開設：m 拡張：路線数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	開 設	拡 張	開 設	拡 張
林 道	27,590	75	3,334	5
うち林業専用道	27,590	5	3,334	1

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林の整備及び治山事業については、令和4年8月の集中豪雨により林道等が被災したことから、その復旧事業を優先したため、計画量を下回った。

単位 地区数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業
地区数	189	—	26	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、森林の機能に応じた望ましい森林の姿を目指していく。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとする。

この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		146,684.89	
市 町 村 別 内 訳	新 発 田 市	21,630.42	下越森林管理署
	胎 内 市	12,338.92	〃
	五 泉 市	11,353.56	〃
	阿 賀 野 市	3,235.50	〃
	阿 賀 町	32,829.25	〃
	村 上 市	46,596.81	下越森林管理署村上支署
	関 川 村	19,700.43	〃

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び備考欄に記載する森林管理署等（ただし、当該森林管理署等の管轄する区域部分）とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化等に配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

なお、地球環境保全機能については、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が多い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。

各機能の高度発揮を図るため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による林齢構成の平準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策等を推進する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、以下のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存在する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	12,304.46	11,244.06
	育成複層林	4,043.42	4,013.06
	天然生林	85,487.60	85,488.97
森林蓄積 m^3/ha		127	144

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

(1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という。）。

(2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{※2}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という。）。

(3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という。）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況については、令和6年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林施業に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の範囲内で必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、作業地の自然条件を踏まえ、土砂の流出や林地崩壊の危険が予想される箇所等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な伐採方法及び搬出方法によることとする。

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施する。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後で設ける。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- e 利用径級に達しない有用天然木及び高木性の天然木であり、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残する。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図る。
- g アカマツの天然下種更新やコナラ等のぼう芽更新による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定する。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施する。また、主伐に当たって択伐又は複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。スギ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の維持・増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（伐採後に人工造林により更新する場合は40%以内）とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努める。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定する。

b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。伐採面積は、面的な複層状態に誘導する場合には、1伐採箇所の面積は概ね2.5ha以下、伐採箇所の形状が群状の場合には概ね1ha以下、帯状の場合には伐採幅を樹高の2倍以内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・ 林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図る。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努める。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施する。

a 主伐については、ア及びイで定める事項による。

b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種			
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	そ の 他 広 葉 樹
全 域	45	40	40	20

(注) 「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものとする。

(3) その他必要な事項

特になし。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等において行う。

また、伐採が終了してからおおむね2年以内に効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努める。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

なお、苗木の選定に当たっては、可能な限り特定苗木やその他の花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木及び低花粉苗木等）の増加に努める。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図る。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施する。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、保安林の指定施業要件で植栽本数の下限が定められている場合は、その本数以上とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

エ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備等を推進する。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が期待できる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件を踏まえた有用天然木又は高木性の天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次による。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図る。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図る。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行う。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行う。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の有用天然木及び高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて経過観察、更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

(注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。

2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し人為を加えない方法。

3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。

間伐の実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返す行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や林冠がうっ閉する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

なお、樹冠疎密度が10分の8以上の林分を対象とし、間伐率は材積比35%を超えず、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の樹冠の密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の伐採率とする。

樹 種	間 伐 時 期 (年)					間 伐 の 方 法
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
ス ギ	35	45	(55)	(65)	(75)	○風害のおそれがある場合、国土保全上支障がある場合、その他特別な事情がある場合を除き、列状間伐とする。
アカマツ	35	45	(55)	(65)	—	

(注) () は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、下表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

植栽樹種	作業種	経過数 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←				→										
	つる切						←		△				△			→
	除伐								←		△				△	→
アカマツ カラマツ	下刈	←				→										
	つる切					←		△				△				→
	除伐						←		△					△		→

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施に当たっては、現地の実態に応じて行う。
- 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。
- 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
- 4 実行に当たっては、次の点に留意する。
- (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
 - (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行う。
 - (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
- 5 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施する。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施する。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

③ ①及び②のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域 別表1の3のとおり定める。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

公益的機能別森林施業については、下表に基づき公益的機能別施業森林ごとに定める。

公益的機能別施業森林における施業方法

① 水源涵養機能	次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推進 (ア) 地 形 - a 標高の高い地域 - b 傾斜が急峻な地域 - c 谷密度の大きい地域 - d 起伏量の大きい地域 - e 溪床又は河床勾配の急な地域 - f 掌状型集水区域 (イ) 気 象 - a 年平均又は季節的降水量の多い地域 - b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 (ウ) その他 大面積の伐採が行われがちな地域
② 山地災害防止機能 ／土壌保全機能	次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (ア) 地 形 - a 傾斜が急な箇所 - b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 - c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 (イ) 地 質 - a 基岩の風化が異常に進んだ箇所 - b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 - c 破砕帯又は断層線上にある箇所 - d 流れ盤となっている箇所 (ウ) 土壌等 - a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所 - b 土層内に異常な帯水層がある箇所 - c 石礫地からなっている箇所 - d 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所
③ 快適環境形成機能	次の条件のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (ア) 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心と

	した安定した林相をなしている森林 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
④ 保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能	次の条件のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進（（エ）については、択伐による複層林施業に限る。） (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林

注：②～④までにあつては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

(2) その他必要な事項

特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、林道、林業専用道、森林作業道からなるものとし、その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への視点を踏まえて推進する。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や排水施設の適切な設置等を推進する。

既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化に対応できるよう曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	121	310
うち林業専用道	12	16

(注) 現状については、令和6年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30° ～35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	
急 峻 地(35° ～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げ集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 3 「急傾斜地」のくゝ書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

林産物の搬出に当たっては、伐採する区域の地形等の条件に応じた集材方法及び使用機械を選択するなど、適切なシステムを選択する。

特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を来す場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設は避け、架線によることとするなど十分に配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合は、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(5) その他必要な事項
特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、林業経営体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努める。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営体の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営体の育成に取り組む。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、安全を確保しつつ森林施業の効率化、作業の省力化・労働強度の軽減を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図る。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業経営体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として進める間伐等の森林整備に伴い生産される間伐材等については、建築用材を始め合板や集成材、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した原木を安定的に供給し得る体制の整備に努める。その一環として、公募により製材業者等と協定を締結して原木を供給する「システム販売」など、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組む。

(5) その他必要な事項

民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、公益的機能維持増進協定の締結による森林の整備、森林共同施業団地の設定、民有林と国有林が連携したシステム販売等を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	区域（林班）			（該当する保安林種等）	
新 発 田 市	15、(16～18)、19～22、(23)、 24、(46)、47、(48～49)、 50～51、(52)、53～55、(56)、 57、(58～59)、60、(61～65)、 66～67、(68～73)、74、 (75～77)、78～86、(87)、 88～91、(92～94)、95～98、 (99)、101、(102～103)、104		水 源 の 涵 養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 干 害 の 防 備 砂 防 指 定 地	水かん 土 流 土 崩 干 害 砂 防	17,795.11 2,275.81 32.45 53.38 26.67
	[新発田] 5				
	計	20,227.06			
胎 内 市	1、4、(5)、6～14、(25)、26、 (27)、28～29、(30)、31、 (32～34)、35～37、(38～40)、 41～44、(45)		水 源 の 涵 養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛 砂 の 防 備 干 害 の 防 備 砂 防 指 定 地	水かん 土 流 土 崩 飛 砂 干 害 砂 防	9,495.32 2,330.50 44.39 34.15 10.23 193.82
	計	12,002.88			
五 泉 市	286、(287)、288～297、 303～315、320～321、 (322～323)		水 源 の 涵 養 土砂流出の防備 砂 防 指 定 地	水かん 土 流 砂 防	11,133.35 42.14 0.46
	計	11,183.62			
阿 賀 野 市	(105)、106～108、(109～110)、 111～112、(113～118)、119、 (120～121)		水 源 の 涵 養 土砂流出の防備 砂 防 指 定 地	水かん 土 流 砂 防	1,142.00 586.25 5.21
	計	2,196.71			

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種等)	
市 町 村	区域 (林班)				
阿 賀 町	201、(202～204)、205、 (206～209)、210、(211～212)、 213、(214～216)、217～222、 (223)、224、(225)、226、(227)、 228～239、(240～241)、242、 (243)、244～245、(246)、 247～251、(252)、253～256、 (257)、258～259、(260)、 261～273-2、(274～275)、 276～285、298～302、 324～325		水 源 の 涵 養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 干 害 の 防 備 雪崩の危険防止 砂 防 指 定 地	水かん 29,698.74 土 流 1,004.70 土 崩 26.25 干 害 27.92 なだれ 55.79 砂 防 7.96	
[上 川]	1～2				
	計	30,892.75			
村 上 市	1005～1010、(1011)、 1012～1019、(1023)、1024、 (1025)、1026～1027、 (1038～1039)、1040、 (1042～1043)、1044～1047、 (1048)、(1052)、1054～1059、 (1060)、1061～1066、(1067)、 1068～1126、(1127～1128)、 1129、(1130)、1131、(1132)、 1133～1150、(1152)、 1153～1160、(1161)、 1162～1222、(1223)、 1224～1230、(1236)、 (1302～1305)、1306～1307、 (1362～1363)、(1366) (1411～1412)、1413～1414、 (1415)		水 源 の 涵 養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 干 害 の 防 備 雪崩の危険防止 砂 防 指 定 地	水かん 38,515.61 土 流 4,075.40 土 崩 44.71 干 害 42.48 なだれ 4.47 砂 防 24.93	
[耕 雲 寺]	1				
	計	41,732.41			

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種等)
市 町 村	区域 (林班)			
関 川 村	1308、(1312～1313)、 1315～1334、(1335)、 1336～1345、(1347)、(1349)、 1350、(1351)、1352～1357、 (1358～1359)、1360～1361、 1367、(1368)、1369、 (1370～1371)、1372～1380、 (1381～1384)、1385～1388、 (1389～1390)、1391～1396、 (1397～1398)、1399～1401、 (1402～1405)、1406～1407、 1417～1424、(1425)		水 源 の 涵 養 土砂流出の防備 干 害 の 防 備 砂 防 指 定 地	水かん 13,977.69 土 流 3,990.68 干 害 26.07 砂 防 0.11
	計	18,003.98		
総 数		136,239.41		

(注) 1 市町村欄の〔 〕は公有林野等官行造林地である。

2 区域欄の数字は林班で、() 書は林班の一部であることを示す。

3 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

略 称	該当する保安林種等	略 称	該当する保安林種等
水かん	水 源 か ん 養 保 安 林	干 害	干 害 防 備 保 安 林
土 流	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	なだれ	な だ れ 防 止 保 安 林
土 崩	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	砂 防	砂 防 指 定 地
飛 砂	飛 砂 防 備 保 安 林		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

単位 面積 : ha

区 分		森 林 の 所 在	面 積	搬 出 方 法
総 数			10,116.43	
市 町 村 別 内 訳	新 発 田 市	15 ち、 16 と2、と3、た、れ、イ、 17 に5、 19 い、か、れ、そ、 24 に、よ1、な、 55 ろ、に、ほ、 57 ち、イ、 58 る1、や、 63 い1、 79 と、 81 に、 82 ろ、 88 全、 89 い、ろ、イ、 90 い、イ、 91 イ2、ロ2、 97 は、 98 に～ち、イ、 99 と、イ1、ロ、 102 ロ2、ロ3、 103 め16、ニ3、 104 い、イ1	2,157.55	原則架線集材とする。※
	胎 内 市	4 ね、 5 つ、 6 つ、ね、の1、の4、 7 に、ほ、ち、り、ぬ3、ぬ5、 る1、か、よ1、よ3、た1、た2、ロ、 8 よ2、よ4、な、ら、う、 9 は、そ2、ね2、な、イ、 12 ロ2、 13 よ、つ、く～ま、ロ1、ロ3、 14 わ、よ、た、う2、お、や、 26 ろ、は、 27 い6、ホ、 30 ろ2～に2、と、ち、ぬ、る1、 る3～わ2、ロ、 31 い～へ、ち、 32 い1、い2、は、ち、り、る1、 る3、 35 い、ろ、へ、 36 全、 37 い～は、イ、 38 に、ほ、か2、 39 よ2、 41 り、 43 は、 44 い、へ、と、り、イ、 45 い1、い2、は、ぬ、る、ロ	2,346.43	

単位 面積 : ha

区 分		森 林 の 所 在	面 積	搬 出 方 法
市 町 村 別 内 訳	五 泉 市	287 ぬ1、れ、む、 288 に、と1、る2〜か、た、そ、 つ、イ、 289 ろ2〜ほ、ぬ2、か3、か5、 よ5、ね2、ね4、ら2、ら3、う2、の、 お、ハ、 290 い、に、へ1、ち、 292 ろ、イ、 293 へ2、イ1〜イ5、 294 全、 295 ほ、と、ち2、イ1、 296 い、ろ、イ1〜イ6、 305 に、 306 ろ、イ1、イ3、 308 ろ、イ1〜イ3、 321 そ、う2、や、ま3、ふ1〜ふ5、 こ5、み、イ2、イ4、イ5、 322 い、と、ち、つ1、ね、ら2、 む、う2、の、お、や、ま、て、あ、 イ4、イ6	1,118.09	原則架線集材とする。※
	阿 賀 野 市	106 の、 112 り7、わ2、イ3、 121 ち1、り2、ぬ、つ1、う3	70.88	
	阿 賀 町	201 い1〜は1、や、 207 へ5、 212 あ1、 213 ら2、お、や1〜イ、 231 は、ほ、 239 つ、ね、む、の〜イ2、 249 い、は〜ほ、イ1、イ3、 249-1 い1、い2、は、に、 250 ろ1、 253 お、 260 イ3、 261 イ2、 273-2 に、ほ1、イ2、 284 い〜は、イ2、 324 い、ろ、に〜と、わ2、 た〜イ12、イ14、ロ2、ロ3、ロ5、 ロ7、ロ9〜ロ14、 325 そ、イ8、イ10〜12、イ14、 イ17、イ20	1,333.19	

単位 面積：ha

区 分		森 林 の 所 在	面 積	搬 出 方 法
市 町 村 別 内 訳	村 上 市	1013 は、ほ2、 1014 イ、 1015 イ、 1019 イ、 1023 る3、る5、 1025 い2、へ1、へ2、な2、ロ2、 1027 イ、 1045 い6、 1046 イ、 1047 イ2、 1052 と6、ち1、2、 1054 い、は、に、へ1、と1～イ、 1055 は、に、り、ぬ、る2、イ、 1060 イ1、イ2、 1061 イ1、 1125 そ、 1127 い、 1132 る2、 1133 い2、 1134 イ2、 1136 イ、 1138 イ2、 1139 イ、 1140 イ2、 1141 イ、 1145 へ、イ2～イ4、 1148 イ、 1149 に、イ2～イ4、 1161 い、ハ2、ハ5、 1192 ロ3、ハ1、 1204 イ1、 1219 ろ、 1220 は、 1227 イ、 1306 ち、 1307 ろ～に、ロ2、	1,427.85	原則架線集材とする。※

単位 面積：ha

区 分		森 林 の 所 在	面 積	搬 出 方 法
市 町 村 別 内 訳	関 川 村	1308 る1、わ、か4、か8、	1,662.64	原則架線集材とする。*
		1315 イ3、 1317 イ4、イ5、		
		1318 ろ、 1329 イ1、イ2、		
		1332 イ、 1333 イ1、		
		1335 つ、		
		1337 は、へ、イ1～イ3、		
		1368 と、 1372 イ2、ロ2、		
		1374 へ、 1375 ロ2、		
		1376 ろ、イ、 1378 ロ、		
		1379 イ3、 1380 イ、		
		1384 と、 1385 と、		
		1387 イ、 1388 イ、		
		1390 ふ2、 1393 イ2、		
		1395 イ2、 1397 ロ、		
		1398 い、は1、に、ロ1、ロ2、		
		ロ5、 1399 ろ、は、ほ、		
		1400 ろ、は、ロ1、ロ2、		
		1401 ろ～イ、 1403 へ、		
		1404 ぬ、		
		1406 ち、り、る、イ、		
		1419 イ、 1425 る2、ひ4		

注 森林の所在は、林班、小班等により表示するものとする。

※ 当該小班のうち急傾斜地に該当せず、地質や相対的な地形から判断して森林作業道を作設しても崩壊や土砂流出等のおそれがないと判断できる範囲で作業を行う場合は、車両系による集材を可能とすることができる。

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切取り、盛土その他土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、新潟県知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

（４）その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林の有する公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採及び表土の保全に配慮するよう努める。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組を行う。

ア 山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

エ 海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難態勢との連携を図る。

また、海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓や「復興・創生期間」における事業実施等を踏まえ、防潮工、盛土工、植栽工等について、津波に対する被害の軽減効果が発揮されるよう考慮しつつ実施する。

併せて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

鳥獣被害の防止については、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、わな捕獲（くくりわな等によるものをいう。）並びにセンサーカメラによる生息状況等のモニタリングの実施、防護柵、幼齢木保護具、剥皮防止帯の設置等による植栽木の保護措置を実施し、鳥獣害防止対策を推進する。

その際、地方公共団体など関係機関と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、創意工夫を図りながら設置コストの抑制に努める。

(2) その他必要な事項

特になし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫被害については、胎内市及び村上市の海岸林を中心に被害が見られることから、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、関係機関等との連携を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入する。

また、ナラ枯れ被害については、当計画区の国有林において被害は終息しつつあるが、さらなる被害が確認された場合には、民有林関係者と情報共有を図りつつ、適切な防除対策を推進する。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3（1）イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

当計画区の国有林においては、ツキノワグマによる剥皮等の被害が発生している地域もあることから、関係機関等と生息状況、被害実態、捕獲等の情報を共有し、効果的な被害防止対策に努めることとする。

また、野生鳥獣と共存にも配慮した針広混交の複層林の整備を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況 及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

廃棄物の不法投棄等の人為被害、豪雨災害や風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止対策の実施に努める。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	907	813	94	494	422	72	413	391	22
うち前半5年分	632	557	75	368	307	61	264	250	14

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐 面 積
総 数	4,510
うち前半5年分	2,732

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	872	54
うち前半5年分	391	5

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利用 区域 面積	う ち 前 半 5年分	対図 番号	備考 (林班)
開設	総 数			24 路線	32,004		10,260		
	自動 車道	林 業 専用道	新発田市	水 谷	1,100	122	550	①	59
			計	1 路線	1,100		550		
			阿 賀 町	津 川 赤 谷 (松野沢支線)	1,400	24	700	②	225
				津 川 赤 谷 (広 場 岳)	1,500	281	500	③	219
				高 地 沢	1,210	49	660	④	203
			計	3 路線	4,110		1,860		
			村 上 市	舘 腰	2,540	194	2,540	⑤	1033外
				新屋（笹平） 2 号 線	540	36	540	⑥	1041
				新屋（笹平） 3 号 線	755	43	755	⑦	1041
				菅 沼	580	49	580	⑧	1004
				上 山 田 第 2 支 線	1,300	97	1,300	⑨	1021外
				長 峰 沢 支 線	1,200	100		⑩	1032外
				大須戸 2 号線	1,200	122		⑪	1129
				天 井 山	2,400	91		⑫	1129外
				荒 川	330	127		⑬	1221
				ワ ゾ ウ 沢	912	149		⑭	1126外
				マ ク リ 沢	630	41		⑮	1122
			計	11路線	12,387		5,715		
			関 川 村	丸 山	415	104	415	⑯	1391
				丸 山 支 線	720	26	720	⑰	1390
				田 麦	1,000	140	1,000	⑱	1371外
				桂 川	1,000	137		⑲	1368
				深 沢	3,000	154		⑳	1381
				脇 ノ 沢	1,725	101		㉑	1369
				小 川	3,647	405		㉒	1315外
				湯 蔵 川	2,050	186		㉓	1393外
				フ ナ ツ キ 沢	850	153		㉔	1397
			計	9 路線	14,407		2,135		

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利用 区域 面積	う ち 前 半 5 年 分	対図 番号	備 考 (林班)
拡張	総 数			88 路線	24,760		7,196		
	自動車道 (改良)	林 道	新発田市	寺 内	300		150		48
				熊 出	180		90		47
				小 出	120		60		50
				北 の 入	120		60		52
				石 川	180		90		52
				水 谷	300		150		59
				大 平	120		60		61
				田 貝	300		150		69
				南 俣	120		60		72
				南 俣 林 道	120		60		71
				南 俣 支 線					
				高 知 山	240		120		75
				板 山	240		120		76
				津 川 赤 谷 (鳥 越)	600		300		102
				赤 谷	120		60		88
				坂 ノ 沢	120		60		66
				櫛 形 (櫛 形)	300		150		24
			計	16 路線	3,480		1,740		
			胎内市	羽 黒	300		150		11
				羽 黒 林 道	60		30		10
				羽 黒 支 線					
				半 山	40		20		12
				飯 角	600		300		13
				櫛 形 (関 沢)	120		60		14
				櫛 形 (小国谷)	180		90		14
				中 砥 沢	60		30		8
				坪 穴	120		60		5
			計	8 路線	1,480		740		

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	う ち 前 半 5年分	対図 番号	備考 (林班)
拡張	自動 車道 (改良)	林 道	五 泉 市	三 五 郎 山	120		60		287
				三五郎山林道 三五郎山支線	60		30		289
				神 戸 川	60		30		321
			計	3 路線	240		120		
			阿賀野市	五 頭 山 北 部 (折 居)	60		30		106
				五 頭 山 北 部 (赤 倉)	60		30		109
				勝 屋	60		30		111
				五 頭 山 北 部 (割 石)	240		120		112
				五頭山中ノ沢(内 山)	120		60		120
				五 頭 山 北 部 (り つ 沢)	180		90		105
				折 居	60		30		106
				五 頭 山 北 部 (折 居) 林 道 折 居 支 線	120		60		106
			計	8 路線	900		450		
			阿 賀 町	本 名 津 川	240		120		280
				馬 取 川	700		350		252
				実 川 (実 川)	800		400		240
				新 谷 川	60		30		214
				津 川 赤 谷 (新 谷 川 支 線)	100		50		215
				土 倉	360		180		223
				五 頭 山 中 ノ 沢 (中 ノ 沢)	240		120		211
				五頭山中ノ沢(五 頭 山)	60		30		206
				津 川 赤 谷 (土 倉 支 線)	100		50		223

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利用 区域 面積	う ち 前 半 5 年 分	対図 番号	備考 (林班)
拡張	自動 車道 (改良)	林 道	阿 賀 町	津 川 赤 谷 (諏 訪 峠)	300		150		226
				大 倉	240		120		260
				本名津川林道大 久 蔵 支 線	60		30		278
				津 川 赤 谷 (土 倉)	400		200		223
				津 川 赤 谷 (新 谷 川)	100		50		215
				五頭山中ノ沢(戸 沢)	60		30		206
				津 川 赤 谷 (松 野 沢)	60		30		225
				五 頭 山	20		10		206
				津 川 赤 谷 (諏訪峠) 林道諏 訪 峠 支 線	120		60		227
				高 地 沢	60		30		203
				人 品 頭 山	60		30		214
				小 鱒 谷 沢	100		50		202
				清 水 小 屋	60		30		212
				津 川 赤 谷 (諏訪峠) 林道諏 訪 峠 第 二 支 線	120		60		226
				土 倉 分 線	120		60		224
				戸 屋 沢	60		30		258
			計	25 路線	4,600		2,300		

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利用 区域 面積	う ち 前 半 5年分	対図 番号	備考 (林班)
拡張	自動 車道 (改良)	林 道	村 上 市	下 山 田	560		560		1032
				野 田 沢	180		180		1409
				上 山 田	20		20		1022外
				南 大 平 鷲ヶ沢右支線	22		22		1412外
				釜 杭	8		8		1036外
				沼 田	80		80		1053
				高根鈴川林道 フスベ沢支線	2,080				1169外
				荒 川	203				1221
				高根鈴川林道 布部山支線	3,541				1149外
				高 根 鈴 川 (高根鈴川)	3,100				1132外
				三面林道支線	3,100				1068外
				三面(末沢)	70				1071外
			計	12 路線	12,964		870		
			関 川 村	小 綱 木 林 道 名倉支線外2	120		120		1351外
				西 山	86		86		1370
				大 石 林 道 中の沢支線	36		36		1336
				小 綱 木	74		74		1349外
				蝙蝠沢林道 脇ノ沢支線	80		80		1389
				深 沢	40		40		1381
				大石小川(大石)	50		50		1337
				大石軽車道	40		40		1333
				安角林道外3	120		120		1346外
				女 川	70				1377外
			計	10 路線	716		646		

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延 長	利用 区域 面積	う ち 前 半 5年分	対図 番号	備考 (林班)
拡張	自動 車道 (改良)	林 業 専用道	阿 賀 町	小 鱒 谷 沢 林 道	60		30		202
				小 鱒 谷 沢 支 線					
			計	高 地 沢	40		20		203
				2 路線					
			村 上 市	新 屋 (笹 平)	20		20		1041
				3 号 線					
			計	1 路線	20		20		
				丸 山					
			関 川 村	中 束	20		20		1373
				内 須 川 外 1					
			計	3 路線	260		260		

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	144,573.53	139,371.96	
水源涵養のための保安林	128,332.06	124,299.12	
災害防備のための保安林	16,969.94	15,801.31	
保健・風致の保存等のための保安林	1,514.25	1,514.25	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、干害防備、なだれ防止の各保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健、風致の各保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定 解除	種類	森 林 の 所 在		面 積	う ち 前 半 5 年 分	指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区 域（林班）			
指定	総 数					
	水 かん	計		4,120.46	2,442.23	水源の涵養
		胎内市	17	201.04	—	
		阿賀野市	117、118、121	390.51	206.48	
		村上市	1001、1021、1022、 1029～1031、1033、 1034、1036、1041、 1043、1048～1053、 1151、1223、 1362～1366、1409、 1410	2,891.39	2,230.02	
		関川村	1309、1349、1390～ 1313、1346～1348	637.52	5.73	

単位 面積：ha

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積	う ち 前 半 5 年分	指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区 域（林班）			
指定	土 流	計		779.46	445.84	土砂の流出の防 備
		阿賀野市	113、118	333.62	—	
		村上市	1012、1302～1305	445.84	445.84	
	干 害	村上市	1235、1236	50.35	50.35	干害の防備

（注）本表の種類欄に記載した略称は第４－１－（１）に準ずる。

- ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

- （２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治 山 事 業 施行地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域 (林 班)		うち前半 5 年 分		
新発田市	15～17、19～22、24、46～50、52、 58～61、65、66、70～73、75、76、 88、90、101～103	31	6	溪 間 工	
胎内市	4～14、25、27、30～32	16	10	溪 間 工 山 腹 工	
五泉市	287～289、321、322	5	3	溪 間 工 山 腹 工	
阿賀野市	105、106、109、111～113、116、 117～121	12	3	溪 間 工 山 腹 調 整 伐	
阿賀町	201～204、207、208、210～212、 216～227、239、240、250～253、 255～258、260、261、266、 277～280	38	18	溪 間 工 山 腹 調 整 伐	
村上市	1005～1007、1009、1010、 1012、1021～1023、1025、1037、 1038、1048、1053、1059、 1124～1133、1136～1140、1146、 1149、1150、1214～1216、1230、 1235、1236、1303～1307、1362、 1364～1366、1409、1412～1416	54	51	溪 間 工 山 腹 調 整 伐	
関川村	1308、1309、1313、1315、1317、 1333～1337、1341、1349～1353、 1359、1368～1374、1377、1378、 1381、1389～1393、1395、1397、 1398、1400、1402、1425	38	38	溪 間 工 山 腹 調 整 伐 地 下 水 排 除 工 本 数 調 整 伐	
合 計		194	129		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域（林班）				
水 か ん	総 数		122,057.80	別表3、4 のとおり		
	新 発 田 市	15、18～24、46～53、 56～73、75～98、 101～103	17,795.11		国立特保	2,063.16
					国立特1	2,811.43
					国立特2	1,296.03
	県立特1	116.69			県立特2	1,964.15
	県立特3	1,939.96			史名天	116.69
	[新発田]	5				
	胎 内 市	4～6、8～14、25～30、 32～34、38、41～45	9,495.32		国立特保	41.73
			国立特1	5,791.97		
			県立特3	2,223.47		
			砂防指定	177.24		
			史名天	1.13		
五 泉 市	286～297、303～315、 320～323	11,133.35		土砂流出	4.89	
				県立特2	3,574.97	
				県立特3	4,772.57	
				砂防指定	0.22	
阿 賀 野 市	105～112、120	1,442.00		県立特2	247.6	
				県立特3	1,194.4	
阿 賀 町	201～204、206～285、 298～302、324、325	29,698.74		国立特保	4,417.00	
				国立特2	434.90	
				国立特3	2,071.10	
[上川]	1、2			県立特2	169.52	
				県立特3	9.69	
				特別母樹	3.18	
				県自環特	421.77	
村 上 市	1005～1019、 1023～1027、1040、 1044～1047、 1056～1150、 1152～1230、 1302～1307、 1411～1414	38,515.61		土砂流出	1,131.09	
				国立特保	2,625.89	
				国立特1	4,545.65	
				国立特2	2,316.22	
				国立特3	9,907.59	
				砂防指定	0.03	
				鳥獣特保	2,661.08	
[耕雲寺]	1			県自環特	111.14	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
水 か ん	関 川 村	1308、1315～1345、 1349～1361、 1367～1392、1397、 1406、1407、1418、 1420～1425	13,977.69	別表3、4 のとおり	国立特3 2,004.46 砂防指定 0.10
土砂流出	総 数		14,305.48		
	新 発 田 市	54～56、63、64、 70、73、74、81、82、 91、97～99、102～104	2,275.81		県立特2 466.56 県立特3 199.09
	胎 内 市	7、25～27、30～32、 35～39、41～43、45	2,330.50		県立特3 2,197.91 砂防指定 3.65 史名天 2.80
	五 泉 市	321	42.14		水 か ん 4.89
	阿 賀 野 市	106、108、114、 117～119	586.25		保健林 498.85 県立特1 121.12 県立特2 414.36 県立特3 50.77 砂防指定 0.16
	阿 賀 町	201、205、206、208、 260、261、273、284	1,004.70		保健林 310.75 県立特2 389.35
	村 上 市	1011～1015、1017、 1019、1027、1040、 1044～1047、1054、 1055、1075、1076、 1088、1093～1095、 1102、1113、1117、 1119、1120、1124、 1125、1129、 1132～1134、1136、 1138～1141、1145、 1146、1148、1149、 1219～1223	4,075.40		水 か ん 1,131.09 国立特保 1,659.40 鳥獣特保 1,389.12 県自環特 39.42

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
土砂流出	関 川 村	1325、1326、1329、 1332、1333、 1335～1337、1351、 1372、1374～1376、 1378～1380、1385、 1387、1388、 1393～1405、1417、 1419	3,990.68	別表3、4 のとおり	国立特1 1425.42 国立特2 3.08 国立特3 22.25
土砂崩壊	総 数		147.80		
	新 発 田 市	16	32.45		
	胎 内 市	7、8	44.39		史 名 天 0.20
	阿 賀 町	203、207、224、250	26.25		
	村 上 市	1307、1366	44.71		雪崩防止 4.47
飛砂防備	総 数		34.15		
	胎 内 市	1	34.15		保 健 林 34.15
防 風 林	総 数				
	村 上 市	1235、1236、1415、 1416	258.53		保 健 林 258.52 県立特2 62.44 県立特3 21.65
干害防備	総 数		160.08		
	新 発 田 市	15、49	53.38		
	胎 内 市	6	10.23		
	阿 賀 町	253	27.92		
	村 上 市	1048、1304	42.48		
	関 川 村	1308、1313	26.07		
な だ れ	総 数		60.26		
	阿 賀 町	212、213、249、253	55.79		
	村 上 市	1307	4.47		土砂崩壊 4.47
保 健 林	総 数		1513.94		
	胎 内 市	1	34.15		飛砂防備 34.15
	五 泉 市	322	31.03		県立特3 31.03

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区域 (林班)				
保 健 林	阿 賀 野 市	114、115、117～119	845.22	別表 3、4 のとおり	土砂流出	498.85
					県立特 1	110.82
					県立特 2	725.51
					県立特 3	8.89
					砂防指定	0.21
	阿 賀 町	202、205～209	345.02		土砂流出	310.75
					県立特 2	319.55
	村 上 市	1235、1236、1415、1416	258.52		防 風 林	258.52
					県立特 2	62.44
					県立特 3	21.64
風 致 林	総 数		0.31			
	新 発 田 市	71	0.31			
国立特保	総 数		10,807.31	別表 5 のとおり		
	新 発 田 市	94、95	2,063.23		水 か ん	2,063.16
	胎 内 市	33	41.77		水 か ん	41.73
	阿 賀 町	233～236、242、243	4,417.02		水 か ん	4,417.00
	村 上 市	1075、1077、1088、 1093～1095、 1100～1102、 1111～1113、1116、 1117、1119、1120	4,285.29		水 か ん	2,625.89
国立特 1					土砂流出	1,659.40
					鳥獣特保	3,016.34
	総 数		14,578.14			
	新 発 田 市	92～94	2,811.62		水 か ん	2,811.43
	胎 内 市	33、34	5,795.45		水 か ん	5,791.97
					砂防指定	174.43
	村 上 市	1075、1076、1088、 1091、1092、 1096～1099、 1104～1107、1110、 1114、1115、 1118～1121、 1211～1213	4,545.65		水 か ん	4,545.65
					鳥獣特保	1,033.86
	関 川 村	1325、1326、1417	1,425.42		土砂流出	1,425.42

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
国立特 2	総 数		4,088.43	別表 5 のとおり	
	新 発 田 市	92、95	1,296.65		水 か ん 1,296.03
	阿 賀 町	243	434.90		水 か ん 434.90
	村 上 市	1074、1087、1089、 1090、1097、1108、 1109、1114、1118、 1208～1210	2,316.22		水 か ん 2,316.22
	関 川 村	1402、1403、1405、1425	40.66		土砂流出 3.08
国立特 3	総 数		14,265.40		
	阿賀町	233、240～242、 244～246	2,078.96		水 か ん 2,071.10
	村上市	1061～1074、 1077～1086、1089、 1096、1103、1177、	9,927.50		水 か ん 9,907.59
	関川村	1333、1334、 1338～1345、 1403～1405、1425	2,258.94		水 か ん 2,004.46 土砂流出 22.25
県立特 1	総 数		237.81		
	新 発 田 市	18	116.69		水 か ん 116.69 史 名 天 116.69
	阿 賀 野 市	108、114	121.12		土砂流出 121.12 保 健 林 110.82
県立特 2	総 数		7,663.05		
	新 発 田 市	55、56、63、64、70、 81～83	2,457.82		水 か ん 1,964.15 土砂流出 466.56
	五 泉 市	303、304、311	3,574.97		水 か ん 3,574.97
	阿 賀 野 市	107、108、114、115、 117～119	999.89		水 か ん 247.60 土砂流出 414.36 保 健 林 725.51 砂防指定 0.16
	阿 賀 町	205、206、208、209	567.67		水 か ん 169.52 土砂流出 389.35 保 健 林 319.55
	村 上 市	1236	62.7		防 風 林 62.44 保 健 林 62.44

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
県立特 3	総 数		14,006.31	別表 5 のとおり	
	新 発 田 市	55、56、63、64、70、 78～80、84～86	2,328.23		水 か ん 1,939.96 土砂流出 199.09
	胎 内 市	25～32、35～43、500	4,821.65		水 か ん 2,223.47 土砂流出 2,197.91 砂防指定 11.75
	五 泉 市	293～297、305～310、 312、313、315、320、 322、323	4,803.62		水 か ん 4,772.57 保 健 林 31.03
	阿 賀 野 市	105～113、116～118、 120	1,918.47		水 か ん 1,194.40 土砂流出 50.77 保 健 林 8.89 砂防指定 3.09
	阿 賀 町	222、223、226、227	74.21		水 か ん 59.69
	[鹿瀬・ 向鹿瀬]	2、3			
	村 上 市	1235、1236	60.13		防 風 林 21.65 保 健 林 21.64
砂防指定	総 数		259.16	別表 6 のとおり	
	新 発 田 市	47～49、52、58、61、 62、65、68、69、71、 73、75～77	26.67		
	胎 内 市	7、10、12～14、25、26、 30、32、33、37～40、 45	193.82		水 か ん 177.24 土砂流出 3.65 国立特 1 174.43 県立特 3 11.75
	五 泉 市	287、289	0.46		水 か ん 0.22
	阿 賀 野 市	117～121	5.21		土砂流出 0.16 保 健 林 0.21 県立特 2 0.16 県立特 3 3.09
	阿 賀 町	211、214、215、219、 222、223、250～252	7.96		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
砂防指定	村 上 市	1005、1008、1009、 1012、1013、 1023～1025、1038、 1039、1042～1045、 1414	24.93	別表6 のとおり	水 か ん 0.03
	関 川 村	1312、1358	0.11		水 か ん 0.10
鳥獣特保	総 数		4,050.20		
	村 上 市	1093～1095、1101、 1102、1113、1116、 1117、1119～1121、 1212、1213	4,050.20		水 か ん 2,661.08 土砂流出 1,389.12 国立特保 3,016.34 国立特1 1,033.86
史 名 天	総 数		173.87		
	新 発 田 市	18	116.69		水 か ん 116.69 県立特1 116.69
	胎 内 市	4、5、7	4.19		水 か ん 1.13 土砂流出 2.80 土砂崩壊 0.20
	村 上 市	1362～1364、1366	52.99		
特別母樹	総 数		6.18		
	新 発 田 市	102	3.00		
	阿 賀 町	221	3.18		水 か ん 3.18
県自環特	総 数		627.99		
	新 発 田 市	100	54.45		
	阿 賀 町	256、273	421.77		水 か ん 421.77
	村 上 市	1133、1134、1143	151.77		水 か ん 111.14 土砂流出 39.42

(注) 市町村欄の [] は、公有林野等官行造林地である。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 か ん	水源かん養保安林	国 立 特 2	国立公園第2種特別地域
土 砂 流 出	土砂流出防備保安林	国 立 特 3	国立公園第3種特別地域
土 砂 崩 壊	土砂崩壊防備保安林	県 立 特 1	県立自然公園第1種特別地域
飛 砂 防 備	飛砂防備保安林	県 立 特 2	県立自然公園第2種特別地域
防 風 林	防風保安林	県 立 特 3	県立自然公園第3種特別地域
干 害 防 備	干害防備保安林	砂 防 指 定	砂防指定地
雪 崩 防 止	なだれ防止保安林	鳥 獣 特 保	鳥獣保護区特別保護地区
保 健 林	保健保安林	史 名 天	史跡名勝天然記念物
風 致 林	風致保安林	特 別 母 樹	特別母樹林
国立特保	国立公園特別保護地区	県 自 環 特	県自然環境保全地域特別地区
国立特1	国立公園第1種特別地域		

2 その他必要な事項

特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		143,821.77	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
新 発 田 市	計	21,587.21	
	15 全、16 全、17 い1～イ、18 い～み、19 い～つ、 20 全、21 い1～か2、ロ、22～24 全、46 い～う3、ロ、 47～49 全、50 い～の、ロ1、ロ2、51～60 全、 61 い1～ハ2、62 い1～イ、ハ1～ハ3、63～68 全、 69 い～ち、ロ、ハ、70 い～う、ロ、71～74 全、 75 い～さ、ロ、76 い～せ、ロ1、ロ3、ロ4、 77～86 全、87 い、ろ、ハ1～ハ5、88～100 全、 101 い～れ、ロ～ハ5、102 い～し、ロ1～ニ、 103 い～め、ニ1～ニ3、104 全		
胎 内 市	計	12,338.92	
	1 全、4 全、5 い1～イ、ハ、6 い～ま2、 7 い～そ、ロ～ニ、8～10 全、11 い～う2、ロ、 12～14 全、25～44 全、45 い1～ハ、 500 イ1、イ2、		
五 泉 市	計	11,226.40	
	286～297 全、303～315 全、320～323 全		
阿 賀 野 市	計	3,235.50	
	105～120 全、121 い～し3、ロ～ニ2		
阿 賀 町	計	31,174.90	
	201～211 全、212 い～も2、ロ1～ロ6、213～222 全、 223 い～ハ3、ホ1～ホ3、224～253 全、 254 い～う2、ハ、255～276 全、277 い～な5、 278 い1～ロ、279 い～わ、280～285 全、298～302 全、 324 全、325 全		
村 上 市	計	45,606.57	
	1001 全、1003 全、1004 い1～け、1005 い～つ、 1006～1009 全、1010 い1～な、1011 い1～い6、ろ～か、 1012 い1～る2、1013 全、1014 い、1015 い、 1016～1018 全、1019 い～に、1021 い1～の3、1022 全、 1023 い1～ね2、ロ、1024 全、1025 い1～ら2、ロ1、 1026 全、1027 い、1029 い～な、1030 全、 1031 い1～お、1032 全、1033 い1～ロ2、		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
村 上 市	1034 い1〜と、1035 い〜イ3、1036 い〜イ2、 1037 い1〜わ、1038 い〜る2、ロ、1039〜1041 全、 1042 い〜つ2、イ2、1043〜1045 全、1046 い、 1047 い〜イ1、1048〜1053 全、1054 い〜ち、 1055 い〜か、1056〜1059 全、1060 い〜と、ロ1〜ロ3、 1061 い、ろ、イ2〜イ6、1062〜1125 全、 1126 い1〜か、1127 い〜ら、1128 い〜す、 1129 い1〜み、1130 い〜イ、1131 全、 1132 い〜る2、イ2〜イ5、1133 全、1134 い〜イ1、 1135 全、1136 い〜る、1137 全、 1138 い〜イ1、イ3〜ハ、1139 い〜へ、1140 い〜イ1、 1141 い1〜へ、1142〜1144 全、1145 い〜イ1、 1146 全、1147 全、1148 い〜り、1149 い〜イ1、 1150 全、1151 い〜な、1152 い〜ほ、ロ、 1153〜1160 全、1161 い〜は11、1162 い1〜ろ、 1163 い、ろ、1164 全、1165 い〜ほ、イ2、イ3、 1166 い1〜は、イ9〜ロ3、1167 い〜イ3、1168〜1170 全、 1171 い〜に2、1172 い〜ほ、ロ1〜ロ3、 1173 い〜は、ロ1、ロ2、1174 い〜に5、ロ1〜ロ8、 1175 い〜ハ1、1176 い、1177〜1185 全、1186 い〜は、 1187〜1191 全、1192 い〜は5、1193〜1195 全、 1196 い〜に4、1197〜1203 全、1204 い〜ぬ、イ2、 1205〜1207 全、1208 い1、い2、1209〜1220 全、 1221 い〜あ、1222 全、1223 い〜ぬ、イ2、ロ、 1224 い〜は、1225 全、1226 全、1227 い、 1228 い1、い2、1229 い〜に、1230 い〜に、 1235 い1〜わ、1236 い1〜く、1302 い〜か、 1303 い〜ね、イ2、イ3、1304 い〜む、1305 い1〜た、 1306 い〜ぬ、1307 い〜ね、ロ1、 1362 い1〜わ、ロ1、ロ5、ロ8、ハ、1363 い〜ね、 1364 い〜わ、ロ、1365 全、1366 い1〜イ4、 1409 全、1410 全、1411 い〜の2、ロ、1412〜1414 全、 1415 い〜り9、1416 全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
関 川 村	計	18,652.27	
	1308〜1311 全、1312 い〜け、ロ3、ハ、 1313 い〜イ1、ロ1、ハ2〜ニ4、1315 い1〜イ2、イ4、 1316 全、1317 い1〜イ3、1318 全、1319 い〜に、		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
関 川 村	1320～1323 全、1324 い、ろ、1325 全、 1326 い～ろ2、ロ1～ロ4、1327 全、1328 全、 1329 い～へ、1330 全、1331 い～ろ2、ロ、 1332 い1、い2、1333 い～る、イ2、1334 全、1335 全、 1336 い1～の、ロ、1337 い～つ、イ4、 1338～1340 全、1341 い～イ2、1342～1347 全、 1348 い1～と4、イ2、1349 い1～の3、ロ1～ロ3、 1350～1357 全、1358 い～イ8、ロ2、1359～1361 全、 1367 全、1368 い1～わ、ロ1～ハ、1369 全、 1370 い1～イ、1371 全、1372 い1～イ1、ロ1、1373 全、 1374 全、1375 い～の、ロ1、1376 い、ろ、 1377 い～む、1378 い～つ、1379 い～る、イ2、イ4、 1380 い、1381 い～ら2、ロ、1382 全、 1383 い～イ1、ロ、ハ、1384～1386 全、1387 い～は、 1388 い、ろ、1389 全、1390 い1～こ、ハ、1391 全、 1392 全、1393 い～に、1394 全、1395 い～に、イ3、 1396 全、1397 い～ぬ、1398 い～に、ロ3、ロ4、ロ6、 1399 全、1400 い～に、1401 い～は、ロ1、ロ2、 1402 い～そ、1403～1405 全、1406 い～る、 1407 い～る、ロ、1408 全、1417 全、1418 全、 1420 全～1425 全		施業方法については、Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		96,327.92	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
新 発 田 市	計	15,104.82	
	15 全、16 全、17 は7、に1、に3～ほ11、ほ14～ぬ4、 18 い～た、19 い～つ、20 つ、 21 ろ5、に1～り2、ぬ2、る1～わ5、 22 に～ち1、つ、ら～う、23 ろ3、と2、お1、 24 い～へ、ち～け、47 ロ、48 つ～な、イ、 49 い1～い3、イ、50 い、ろ1、ほ1、へ～と2、り、ぬ、 か6、れ～つ、ら～う2、ロ1、ロ2、 51 い～に、か～た2、ね、な、む～う2、52 イ、ハ、 54 全、55 全、56 い～は、57 い1～ろ、ち～イ、 58 い1、ろ1、は、ほ1、る1、る4、や、イ、 61 イ、ハ1、ハ2、62 い2、い6、イ、ハ1～ハ3、 63 い1、ろ1～に、64 に～へ2、65 わ、イ1～ロ2、 68 ハ、69 ロ、ハ、70 む1、む2、71 イ1、イ2、 73 お1～イ、74 全、75 ロ、76 ロ1、ロ3、ロ4、 77 イ1、イ2、79 へ3、と、80 い、は、に、81～84 全、 85 ほ、86 り、87 い、ハ1～ハ3、88 全、 89 い、ろ、イ、ロ、90 い、イ、91 い、イ2～ロ2、 92 い、ロ1、ロ2、93 い～は、ロ1～ハ2、 94 い～ろ2、ロ1～ロ13、ロ15～ハ4、95 い～に、ち～イ15、 96 全、97 ろ～に、98 ろ～イ、99 と～ロ、 102 る1、よ1～た、れ2、ら、う1、う2、あ、き～し、 ロ1～ロ3、 103 い～り、ぬ11～ぬ16、か～れ、む1、む2、う3、の、く、 や、ニ3、104 全		
胎 内 市	計	11,325.59	
	4 ほ、へ、り、わ1～つ1、ね、イ、 5 い1～い4、い7、に～へ6、り2、れ1～ね2、く2、ハ、 6 い～に、と3、ち、つ～お、や1、や2、 7 い～そ、ロ～ニ、8 わ1～う、 9 い1～か、た～う1、の1～く、イ、 10 い、へ1、へ2、と3、り、ぬ2、ぬ4、よ、ね2、ね5、 む～う2、イ2、		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
胎 内 市	11 い、に、へ1、へ2、り1、り2、る1、わ～よ、れ3～つ、 な～む、ロ、 12 は～ね、む～ロ3、 13 ろ2～ハ、 14 い～ち、ぬ～ね、ら～ゆ、み～ロ3、 25 い2、い3、に～か、ハ～ホ、 26 全、 27 い1～い6、は、に、へ、と1、イ～ホ、 28 全、 29 ろ～に、 30 い2、い3、ろ1～イ2、ロ、 31 全、 32 い1～は、ち～か2、な、ニ、 33 い1～る14、イ3～ホ4、ホ6、 34 い1～ろ、 35～37 全、 38 に、ほ、る2、る3、わ1、か1～ロ、 39 へ、る1、わ2、か2～よ2、ロ、ニ、 40 ね4、ハ、ニ3、 41 へ～り、 42～44 全、 45 い1～は、ぬ～ハ、 500 イ2		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
五 泉 市	計	10,484.01	
	286 は、へ、ち1～り2、 287 い～ほ、り1～ぬ1、る、わ2、か1、よ～ロ、 288～297 全、 303～308 全、 309 い～に、ね～イ1、イ4～イ8、 310～312 全、 313 い、イ1～イ8、 315 全、 320 ろ2、は2、 321 れ～つ2、う1、う2、く1～て2、あ、ゆ～イ8、 322 い～る、わ2～あ、さ2、さ3、イ1～イ7、		
阿 賀 野 市	計	1,546.20	
	106 い～に、へ、ち1、り～か、れ、ね1、の、 107 は1、 108 ろ、ぬ～イ、 109 い、 110 へ～そ、 111 い～れ5、れ7～ね、 112 い1～い3、は～イ3、 113 ぬ、る3、わ2、か2、た、な、イ、 114 い1、ろ1、は1、に、ほ、 115 い1、 116 と、る1、わ～よ、ら～イ、 117 い1、い2、は1～と、そ、ロ、ニ、 118 い1、ろ1、ろ2、は～ち1、る1、イ1、イ2、 119 全、 120 い1～い6、ろ10、に1～ほ、の1～え2、ハ1、 121 に、ほ、へ2～の2、お～や2、さ1～し3、ロ、 ハ2～ニ2、		
阿 賀 町	計	22,840.92	
	201 い1～り、そ2、や、 202 い～に、 203 ぬ、む～ふ、イ2、 204 ろ～れ、ね、ら～う2、の2、お2、く1、イ、 205 全、		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面 積	施業方法
阿 賀 町	206 い、は2、に1、ほ、へ、ち1、ち5、ち6、り2～ぬ1、イ1、イ2、 207 に1、へ1～り2、り4、り6～り11、イ1、イ3、 208 と1、と2、211 い、ろ、イ、 212 い、ろ、は2～は4、よ1～れ、う2～や、ま4～け1、け4、え～き3、213 全、214 お、く、 215 い2、は2、た2、た3、そ2、217 イ4、 218 い1、ろ～へ、イ1～イ4、219 イ、220 全、222 イ、 223 に、へ～ち、る2～わ1、ら～の、こ～ロ、ハ3、ホ1～ホ3、 224 る1、る3、わ2、か、よ2～れ、ね、む～う6、の2、の3、け1、け2、て、あ、イ、 225 に、り1、 226 い、は1～に、と、り1、ぬ1～る、イ3、 227 い1、ろ1、は2、は4～ほ2、り、か1、よ、け、ふ、ロ、 228～230 全、231 は、ほ、232～237 全、 238 に、へ、239 ほ、と、そ～ね、ら～イ2、 240 ち、ぬ、る、ロ、241 は、ほ1、ほ2、ハ、ニ1、 242 ろ～ロ、243 い1～ね、イ3～ロ7、ロ9、ロ11、 244 全、247 い、は～り、 248 い、ろ、ほ、り1～る、か、249 全、249-1 全、 250 い2～ろ2、わ3、た1～た4、251 い、わ2、 252 ろ1、ろ2、に3、り3、ぬ、イ、 253 全、254 い、260 わ～イ4、261 か、イ2～イ5、 262 た1、れ2、イ3、263 ろ～イ2、263-1 全、 264 ろ～と、り～イ、265 は～わ、か2～イ4、 266 い、ほ1、り、れ、イ3、イ5～イ8、267 全、 268 全、269 い～ほ、と、ち、る～イ7、 270 ろ1～ほ、と～イ3、271 い、は～ち、イ1～イ3、 272 ろ～に、へ、ぬ～よ、イ2～イ8、 273-1 ろ、は1、は3、に、ほ、と、り、ぬ3～ね、ら、お、ま、け、イ1～イ5、273-2 全、276 全、 277 い、に、ほ、と～な5、 278 ろ1～ろ4、ほ1、ほ2、へ～ち1、り～ロ、 279 と1、ち1、ち2、り1、ぬ、わ、 280 ほ、へ、イ2、イ3、281～285 全、298～302 全、 324 全、325 は～ほ、り～る、た～ロ5、		施業方法については、Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
村 上 市	計	24, 151. 78	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	1001 え2、め1、め2、み、し2、も2、せ、 1005 め2、ぬ3、る3、わ2～か、よ2、れ2、 1006 ろ、ほ1～り、1007 全、1008 ろ、に、へ、 1009 は2、ほ2、イ2、1011 い1、い4、か、 1012 い1、ろ1～ろ5、ろ7、は、 1013 い2、ろ2、は、ほ2、へ2、へ3、と2、 1014 い、1015 い、1016～1018 全、1019 い～に、 1023 る2、る3、る5、わ2、ロ、1024 は、 1025 い2、は3、へ1、へ2、ち～る1、つ2、ね2、な2、 1026 全、1027 い、1033 と5、1034 い1、1038 ロ、 1039 イ1、イ2、1040 に、1042 イ2、1043 イ1、イ2、 1044 い2、は、イ、1045 い6、イ、1047 い、イ1、 1048 け3、け5、け7、1049 め、わ2、わ9～ね2、 1052 へ～と6、と9～ち2、1053 ろ、1054 い～ち、 1055 い～か、1056～1058 全、 1059 い、ろ、ほ～ち、ぬ、ロ、 1060 い、は～ほ、と、ロ1～ロ3、 1062 イ1、イ2、1063 全、1064 イ、1066 イ2、 1067 ロ3、ロ4、1071 イ2、イ3、1072 イ1～イ3、 1073 イ、1074 ろ1、ろ2、1075 全、1076 全、 1080 イ1、1081 全、1083 イ、1084 イ、 1086 ろ～は4、1087～1095 全、1096 に1、に2、 1097～1107 全、1108 い、1109～1121 全、1124 に、 1125 そ、1126 め～か、 1127 い、ろ、に1、に5、わ1、れ3、ら、 1129 る2、そ2、そ3、ね～う1、の、お、ま～み、 1131 ろ、1132 る1、る2、1133 い1～ろ、り、 1134 い、1136 い、1138 る3、わ、か、た、 1140 た～イ1、1145 へ、と、1146 い、1148 り、 1149 に、ほ、イ1、1155 全、1156 に1～に3、 1157 ほ1～ほ3、1158 ろ1、ろ2、1159 に、 1160 い1、は1、は2、1161 い～は11、1162 い1～ろ、 1163 ろ、1164 ろ、イ、1165 イ2、イ3、 1167 へ、イ1～イ3、1168 に1～に3、1169 ろ1～イ、 1170 ろ1～ろ6、1171 に1、に2、1172 ほ、1173 は、 1174 に1～に5、1175 は～イ3、1176 い、1177 は、ほ、		

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
村 上 市	1178 ろ、は、ほ〜と3、1179 ほ1、ほ2、1180 は〜ほ2、 1181 に、1182 〜1〜へ3、1183 は1〜は3、1184 全、 1185 ろ、イ、1186 ろ、は、1187〜1191 全、 1192 ろ1〜は5、1193 ろ1、ろ2、1194 ろ、イ、 1195 全、1196 い〜に4、1197 ろ、1198〜1203 全、 1204 イ2、1205 イ1、イ2、1206 全、1207 ほ1、ほ2、 1208 い1、い2、1209〜1213 全、1219 ろ、1220 全、 1221 お、1222 い、よ、1223 と、ぬ、ロ、 1230 い〜に、1236 ぬ、 1302 い〜ほ1、ほ5、り3、ぬ2、る1、る3、る5〜る7、 1303 い、は、る3〜る5、る8、よ〜ね、イ2、イ3、 1304 ほ1〜と、り1〜た、そ、ね、 1305 い1〜ろ、に、ほ2、と1〜ち、わ1〜わ4、よ1、よ2、 1306 い、ろ2〜ぬ、1307 ろ〜に、よ、ね、ロ1、 1362 い1、い2、ほ2〜り1、る1〜わ、 1363 つ、ね、1364 い〜は、る1〜わ、1365 ろ〜ほ、 1366 ほ1、へ〜ね、ら、う2、お〜や、イ2〜イ4、 1413 イ1、イ2、1414 イ、		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
関 川 村	計	10,874.60	
	1308 り1〜れ、イ2、1311 る1、 1312 の2〜お1、お3〜く1、ま1〜け、 1313 ら、ひ1、も1、も2、ニ1、 1315 ぬ、わ1、わ2、ら、イ1、イ4、 1316 い、と〜る、1317 い1〜は2、ほ1〜イ3、 1318 ろ〜へ、1319 い〜に、1320〜1323 全、 1324 い、ろ、1325 全、1326 い〜ろ2、ロ1〜ロ4、 1327 全、1328 全、1329 い〜へ、1330 全、 1331 い〜ろ2、ロ、1332 い1、い2、 1333 い、ち2、イ2、1334 い、 1335 は〜わ、よ1、よ3、よ4、そ、つ、 1336 に2、ほ、う2、の、1337 は、へ、 1340 い、に、イ、1341 い〜に、イ1、イ2、 1342 い、イ、1343 全、1344 い、1345 全、 1346 い〜は、ほ、と〜り、1347 は1〜ぬ、 1349 い1〜は、ほ、1351 に2、イ1、1354 イ5、 1355 ろ、ち、イ4〜イ7、1356 ほ〜イ2、 1357 イ4〜イ7、1358 ロ2、1361 全、		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
関 川 村	1368 い6、い7、は～と、ぬ、る2、わ、ロ1、ハ、 1369 ち～ぬ、る2～そ3、イ2、 1370 は1、は3～る4、る6～な、 1371 ら、う2、 1372 ロ1、 1373 ぬ1、る1、る3～る5、 1374 へ、 1375 る1～わ、ら、の、ロ1、 1376 ろ、 1379 い、ろ、る、イ4、 1383 れ、 1384 へ、と、 1385 と、ち、 1387 ろ、は、 1388 い、ろ、 1389 ら、 1390 わ～か3、む～の、ふ1～こ、 1393 い～に、 1394 全、 1395 い～に、イ3、 1396 全、 1397 は～ぬ、 1398 い、は1～に、ロ3、ロ4、ロ6、 1399 全、 1400 い～に、 1401 い～は、ロ1、ロ2、 1402 る1～そ、 1403 い、ろ、へ～イ、 1404 ぬ、 1405 全、 1406 に、ち～る、 1407 い～へ1、と、る、ロ、 1417 全、 1418 ロ、 1420 い、に、へ～ち、 1421 い、に、 1422 は、に、 1423 全、 1424 全、 1425 る2、や、ひ4～ひ6、せ3、せ4、イ4、		施業方法については、Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		94.12	施業方法については、Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
村 上 市	計	94.12	
	1001 い～り、る1～れ2、の1～お、イ、	94.12	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		89,961.99	施業方法については、Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
新 発 田 市	計	11,958.69	
	18 い〜み、47 れ、48 つ〜な、49 く2、け〜ふ2、 50 う3、の、51 や、ま、53 わ2、わ3、よ、56 に、 57 い3、62 に1〜り、る1、る2、れ〜イ、ハ2、 63 い2、イ、64 い〜は、と〜り、65 さ〜ゆ、イ2、ロ2、 68 く、や、69 と、ち、70 い〜に、と2、な、ら、う、 71 る1〜わ、ね、76 ひ1〜せ、77 つ〜な、 79 へ2、へ3、ち、り、80 い、は、に、81 い〜は、 82 い、は〜イ、83 全、84 全、85 ほ、 86 り、ぬ、イ3、イ4、87 い、ろ、ハ1〜ハ5、 91 い、イ1、92〜96 全、99 い〜へ、100 全、 101 い、ほ、へ、ロ、ハ1、ハ5、102 き〜め、ロ1、		
胎 内 市	計	7,352.59	
	1 全、7 ん4、る2、25 い1、ロ、ハ、28 全、29 全、 30 い1、い4、イ3、イ4、32 ね、イ、ニ、ト1、ト4、 33 全、34 全、38 か1、 39 い1〜ほ、と1、と2、わ1〜よ1、イ〜ハ、 40 い〜に、へ〜な、イ1〜ロ2、ニ1〜ニ3、41 ほ〜ち、 42 ろ〜に、イ、43 い、に、44 ん		
五 泉 市	計	8,213.43	
	286 全、287 う1〜ま、288 む〜う2、291 全、297 全、 303 全、304 全、305 ほ〜ぬ、イ2〜イ5、307 全、 308 は〜と、イ4〜イ9、 309 い〜に、ね〜イ1、イ4〜イ8、310〜313 全、315 全、 320 ろ2、は2、322 る〜わ2、さ1〜め、323 と2		
阿 賀 野 市	計	1,716.69	
	107 は1〜に、108 ん、る1、113〜115 全、 116 ろ〜ロ2、117 い1、い2、は1〜ニ、118 全、119 全、 120 い1〜は、ハ1〜ニ2、121 い〜ろ2、		
阿 賀 町	計	21,602.08	
	202 い〜に、204 く1〜イ、205 全、 206 い〜は2、に2〜と2、ち2〜ち6、ぬ1〜イ1、ロ、 207 ほ1、ほ2、イ2、208 ほ〜へ2、と2、ち、 209 は〜と2、217 イ4、218 い1、ろ〜へ、イ1〜イ4、		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
阿 賀 町	220 全、221 い、ろ3、イ1、イ2、228～230 全、 232～237 全、238 に～と、239 ほ、と、そ、ら、う、 240 い、ろ、ち、ぬ～ロ、241 は～り、ロ～ニ1、 242～244 全、245 い、ろ、に、247 い、は～り、 248 い、ろ、ほ、り1～る、か、256 よ、ね1、ね2、イ4、 259 い、は、イ1～イ9、260 わ、261 い、わ、イ1、 262 た1、れ2、イ3、263～264 全、265 は～イ4、 266 い、ほ1、へ、り、よ～れ、イ3～イ8、 267～272 全、 273-1 ろ～ほ、と、り、ぬ2～ね、ら、お、ま、け、 イ1～イ5、273-2 い～は、ほ2、と～イ1、イ3～イ6、 275 り、る2、か～た、イ2、イ3、276 全、 277 い～な5、278 い1～ロ、279 い～わ、 280 ろ、ほ、へ、イ2、イ3、281～283 全、 284 へ～る、285 全、298～302 全、 325 い～よ、イ1～イ7、ロ1		施業方法に ついては、Ⅱ - 第 3 - 4 - (1)-イのと おり
村 上 市	計	29,581.23	
	1005 つ、1006 ろ、ほ1～り、1007 ろ～は2、 1008 い、は1、は2、ほ、1009 イ4、イ5、1011 る1～わ、 1012 ろ6、1013 い1、ろ1、に、ほ1、へ1、と1、ち～イ、 1014 い、1015 い、1016 全、1017 い、1018 全、 1019 い～に、1024 い、ろ、ほ、と～ち2、1026 全、 1027 い、1035 い～は1、は4～わ2、そ～イ3、 1040 い～は、1044 い1、ろ、1045 い4、い5、ろ、 1046 い、1047 ろ、1056～1058 全、 1059 い、ろ、ほ～ち、ぬ、る2～ロ、 1060 い～に、へ1、へ2、ロ1、ロ2、1062 イ1、イ2、 1063 全、1064 イ、1066 イ2、1067 ロ3、ロ4、 1071 り、ぬ、イ2、イ3、1072 は～イ3、1073 イ、 1074～1076 全、1080 イ1、1081 全、 1083 ろ、イ、1084 は、に、イ、1086～1121 全、 1122 た、そ～ね、1123 い、ち～る2、1124 ほ、 1125 か～れ、つ、ね、1131 ろ、 1132 い～は、ほ、ぬ、イ3～イ5、1133 い1、れ、 1134 に、ほ、る、イ1、1141 は、1143 ろ、1144 全、 1145 い～ほ、イ1、1147 全、1148 い～ち、 1149 い～は、1155～1160 全、1163 い、ろ、1164 全、		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
村 上 市	1165 い～ほ、イ2、イ3、1166 い1～は、イ9～ロ3、 1167 い～イ3、1168～1170 全、1171 い～に2、 1172 い～ほ、ロ1～ロ3、1173 い～は、ロ1、ロ2、 1174 い～に5、ロ1～ロ8、1175 い～ハ1、1176 い、 1177～1185 全、1186 い～は、1187～1191 全、 1192 い、は1～は5、1193～1195 全、1196 い～に4、 1197～1203 全、1204 り、ぬ、イ2、1205 イ1、イ2、 1206 全、1207 全、1208 い1、い2、1209～1213 全、 1216 む、の、1217 い、に～へ、1218 は～へ、 1219 い、1221 ふ、あ、1222 ほ、へ、ち、り、 1223 い、ほ、1229 は、に、1230 い～に、 1235 い1～わ、1236 い1～く、 1366 ほ2、1413 イ1、イ2、1415 い～り9、1416 全		施業方法に ついては、Ⅱ - 第 3 - 4 - (1)-イのと おり
関 川 村	計	9,537.28	
	1308 そ、1315 わ1、わ2、ら、イ4、1316 と～る、 1317 ほ1～ほ3、ほ5、1318 は～へ、1319 は、に、 1320～1322 全、1323 に、1324 い、ろ、1325 全、 1326 い～ろ2、ロ1～ロ4、1327 全、1328 ろ、 1330 ろ、1331 い～ろ2、ロ、1333 ち2、イ2、 1334 い～は、イ1、イ2、1340 全、 1341 い～に、イ1、イ2、1342～1345 全、1353 イ3、 1354 イ5、1355 ろ、ち、イ4～イ7、1356 ほ～イ2、 1357 と、ち、イ4～イ7、1361 全、 1368 ろ、は、ぬ、る1、ロ1、ロ2、 1369 ほ～と、イ1、イ3、 1371 い、ろ、か、て1～あ、イ1、イ2、1372 り2、 1374 は～ほ、と～る2、イ、 1375 は1、は2、へ、り、ぬ、る2、わ、ら、ロ1、 1376 い、1378 ぬ、よ1～た、つ、 1379 る、イ4、1387 ろ、は、1388 い、ろ、 1389 ふ、1400 に、1402 に、ほ、1403 は1～ほ、 1404 に～り、イ1～イ3、1407 い～へ1、と～る、ロ、 1408 へ～ぬ、1417 全、1418 全、1420～1424 全、 1425 い～に1、イ1		

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域と施業の方法

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域		面 積	施業の方法
	市 町 村	林 小 班		
総 数			25.20	択伐とする
農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を特定する必要がある森林	新 発 田 市	24 へ	2.24	
	阿 賀 野 市	121 さ3	0.90	
自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要がある森林	新 発 田 市	70 い～に、71 る1、わ	7.08	
	村 上 市	1134 に、ほ	14.98	

別表 2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積 : ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域 (林班)	面 積
総 数				483. 11
市 町 村 別 内 訳	胎 内 市	ニホンジカ	4	80. 64
	村 上 市	ニホンジカ	1216、1221、1302～1305	402. 47

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基 準
1 伐採の方法	(1) 主伐に係るもの イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 (2) 間伐に係るもの イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	(1) 主伐に係るもの イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基 準
3 植 栽	ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。 (1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 (3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

(注) 「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表 4 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養 保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂流出防備 保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。
土砂崩壊防備 保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その他の森林にあつては、択伐。
飛砂防備 保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。
防風保安林	1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。

保安林の種類	伐 採 の 方 法
干 害 防 備 保 安 林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐）。 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
な だ れ 防 止 保 安 林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐。 2 その他の森林にあっては、禁伐。
保 健 保 安 林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐。
風 致 保 安 林	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては、禁伐。 2 その他の森林にあっては、択伐。

別表5 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施 業 の 方 法
特 別 保 護 地 区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他の植物の採取も行わないこととする。
第 1 種 特 別 地 域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 （1）伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 （2）択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種 特 別 地 域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長（国定公園、都県立自然公園にあつては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 （1）一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 （2）伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第 3 種 特 別 地 域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表 6 砂防指定地等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「新潟県砂防指定地等管理条例」（平成15年3月28日新潟県条例第27号）及び「同施行規則」（平成15年3月28日新潟県規則第44号）による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年 1 月17日付け38林野計第1043号）による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「文化財保護法」（昭和25年法律214号）及び同施行令（昭和50年政令第267号） 各都県指定のものについては、文化財保護条例及び同施行規則
特 別 母 樹 林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）により、原則として禁伐。
都道府県自然環境 保全地域特別地区	「新潟県自然環境保全条例」（昭和48年4月2日新潟県条例第34条）及び同施行規則（昭和49年 1 月21日新潟県規則第5号）による。

附 属 参 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：％

区 分		区域面積 ①	森 林 面 積				森林比率 ②/① ×100	
			総数 ②	国有林(林野庁)		国有林 (林野庁外)		民有林
				計画対象内	計画対象外			
総数		454, 287	305, 739	146, 685	282	374	158, 399	67
市 町 村 別 内 訳	新 潟 市	72, 619	5, 412	—	—	—	5, 412	8
	新 発 田 市	53, 311	33, 835	21, 630	78	147	11, 979	64
	胎 内 市	26, 489	17, 460	12, 339	2	—	5, 119	66
	五 泉 市	35, 191	25, 125	11, 354	—	—	13, 771	71
	阿 賀 野 市	19, 274	7, 181	3, 236	2	50	3, 893	37
	村 上 市	117, 417	99, 978	46, 597	155	1	53, 226	85
	阿 賀 町	95, 289	89, 327	31, 829	16	176	57, 306	94
	聖 籠 町	3, 758	205	—	—	—	205	6
	関 川 村	29, 961	26, 375	19, 700	29	—	6, 645	88
	栗 島 浦 村	978	842	—	—	—	842	86

- (注) 1 区域面積は「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」による。
2 国有林(林野庁外)は「2020年農林業センサス」による。
3 民有林面積は「地域森林計画書(新潟県)」による。
4 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積。
5 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年 間 降水量 (mm)	最 高 降雪量 (cm)	主風の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年平均				
中 条	38.6	-5.4	14.2	2,344	64	南南西	胎内市
村 上	37.5	-6.0	14.1	2,191	54	西	村上市
津 川	36.3	-9.8	11.9	2,499	102	北北西	阿賀町
下 関	36.8	-8.2	12.7	2,758	95	西北西	関川村

- (注) 1 気温・年間降水量及び主風の方法は「気象庁気象統計情報」(2014年～2023年)の
平均値による。
2 最大積雪深は、新潟県降積雪資料(2014～2023)の最大積雪深の平均値である。
3 主風の方法は、最多風向による。

イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質、土壌等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分		区域面積	森 林	農地			その他	
				総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数		454,287	305,739	61,962	57,032	4,257	86,586	22,322
市 町 村 別 内 訳	新 潟 市	72,619	5,412	28,463	25,635	2,303	38,744	12,775
	新発田市	53,311	33,835	9,024	8,421	580	10,452	2,453
	胎 内 市	26,489	17,460	3,714	3,284	428	5,315	1,181
	五 泉 市	35,191	25,125	5,006	4,806	175	5,060	1,359
	阿賀野市	19,274	7,181	6,507	6,264	235	5,586	1,433
	村 上 市	117,417	99,978	6,299	5,951	322	11,140	1,675
	阿 賀 町	95,289	89,327	616	551	56	5,346	388
	聖 籠 町	3,758	205	1,215	1,050	112	2,338	837
	関 川 村	29,961	26,375	1,118	1,070	46	2,468	212
	粟島浦村	978	842	0	0	0	136	9

- (注) 1 農地及び宅地の数値は、「静岡県資料」による。
2 農地総数には果樹園が含まれるため田と畑の計とは一致しない。
3 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分		総生産額	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
			総 額	農 業	林 業	漁 業		
総 数		4,394,245	64,593	52,624	8,944	3,025	1,148,587	3,181,065
市 町 村 別 内 訳	新 潟 市	3,174,050	25,354	22,849	340	2,165	647,532	2,501,164
	新発田市	335,080	9,850	8,312	1,525	13	95,964	229,266
	胎 内 市	148,862	4,864	4,804	47	13	87,544	56,454
	五 泉 市	175,513	6,966	2,746	4,213	7	86,149	82,398
	阿賀野市	162,651	5,691	3,651	2,037	3	84,949	72,011
	村 上 市	183,516	8,570	7,534	351	685	49,265	125,681
	阿 賀 町	35,381	762	466	278	18	8,446	26,173
	聖 籠 町	159,903	795	759	4	32	79,867	79,241
	関 川 村	16,617	1,649	1,503	146	0	7,424	7,544
	粟島浦村	2,672	92	0	3	89	1,447	1,133

- (注) 1 数値は、「令和3年度 市町村民経済計算」による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分		就業者総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数		555,892	25,114	24,312	423	379	136,796	393,982
市 町 村 別 内 訳	新 潟 市	402,267	12,729	12,554	81	94	86,462	303,076
	新発田市	49,415	2,996	2,944	46	6	14,642	31,777
	胎 内 市	14,235	1,331	1,311	13	7	5,140	7,764
	五 泉 市	24,704	2,134	2,101	26	7	9,073	13,497
	阿賀野市	21,654	1,946	1,922	21	3	7,353	12,355
	村 上 市	28,729	2,559	2,180	180	199	9,092	17,078
	阿 賀 町	4,499	360	324	35	1	1,433	2,706
	聖 籠 町	7,470	523	514	0	9	2,794	4,153
	関 川 村	2,656	454	433	21	－	798	1,404
	粟島浦村	263	82	29	0	53	9	172

(注) 1 総務省統計局「令和2年国勢調査報告書（総務省統計局）」による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積:ha 材積:立木は千m³ 立竹は千束 成長量:千m³

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	総数	146,684.81	13,130	102	107.87		67.57			48.75			137.86	16	2
		針	101,835.48	12,976	102	107.87		67.57			48.75			137.86	16	2
		広	13,264.27	3,618	53	98.26		52.10			47.52			96.28	15	2
		広	88,571.21	9,358	50	9.61		15.47			1.23			41.58	1	
	人工林	総数	12,709.14	3,689	64	98.26		53.38			47.83			108.80	15	2
		針	10,260.63	3,044	50	98.26		52.10			47.52			96.28	15	2
		広	2,448.51	646	14			1.28			0.31			12.52		
		育成層	総数	11,795.07	3,372	58	75.81	25.58			47.83			86.62	6	1
	複層林	針	9,677.09	2,831	46	75.81		25.47			47.52			84.17	6	1
		広	2,117.98	541	12			0.11			0.31			2.45		
			(101.34)													
		総数	914.07	317	6	22.45		27.80						22.18	9	1
	天然林	針	583.54	213	4	22.45		26.63						12.11	9	1
		広	330.53	105	2			1.17						10.07		
		総数	89,126.34	9,286	39	9.61		14.19			0.92			29.06	1	
		針	3,003.64	574	3											
	育成層	広	86,122.70	8,712	36	9.61		14.19			0.92			29.06	1	
		総数	509.39	93	1	1.13		0.18			0.53			5.56		
		針	188.47	52												
		広	320.92	42	1	1.13		0.18			0.53			5.56		
	複層林	総数	3,129.35	582	9									20.35	1	
		針	483.84	140	1											
		広	2,645.51	442	8									20.35	1	
	天然生	総数	85,487.60	8,611	28	8.48		14.01			0.39			3.15		
		針	2,331.33	383	1											
		広	83,156.27	8,228	28	8.48		14.01			0.39			3.15		
		竹林	0.08													
	無立木地		44,849.33	154												

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材積:立木は千m³ 立竹は千束 成長量:千m³

区分			5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数		391.98	34	2	663.09	62	3	414.67	69	3	814.82	166	5	1,503.86	354	9	
	総数	総数	391.98	34	2	663.09	62	3	414.67	69	3	814.82	166	5	1,503.86	354	9	
		針	115.29	16	1	216.35	33	2	304.63	61	3	512.67	131	4	930.65	259	6	
		広	276.69	18	1	446.74	29	1	110.04	8		302.15	36	1	573.21	95	3	
	総数	総数	114.10	13	1	216.90	32	2	316.78	63	3	559.38	141	4	1,106.99	303	8	
		針	114.04	13	1	214.57	32	2	302.57	60	2	506.04	129	4	903.98	252	6	
		広	0.06			2.33			14.21	2		53.34	12		203.01	51	2	
	育成林	総数	99.97	11	1	206.78	30	2	311.30	62	3	555.45	140	4	1,075.41	293	8	
		針	99.91	11	1	204.45	30	2	297.75	60	2	503.10	128	4	882.13	245	6	
		広	0.06			2.33			13.55	2		52.35	11		193.28	48	2	
	育成林																	
		総数	14.13	2		10.12	2		5.48	1		3.93	1		31.58	10		
		針	14.13	2		10.12	2		4.82	1		2.94	1		21.85	7		
		広						0.66			0.99			9.73	3			
	天然林	総数	総数	277.88	21	1	446.19	30	1	97.89	7		255.44	26	1	396.87	51	1
			針	1.25	3		1.78	1		2.06			6.63	2		26.67	7	
			広	276.63	18	1	444.41	29	1	95.83	6		248.81	24	1	370.20	43	1
		育成林	総数	26.31	1		30.78	1		42.01	2		22.41	2		4.88		
			針	1.25			1.78						1.93			0.63		
			広	25.06	1		29.00	1		42.01	2		20.48	1		4.25		
		育成林	総数	139.83	10		150.14	9		5.20	1		29.53	6		280.45	40	1
			針		2					2.06			4.70	1		25.80	7	
			広	139.83	7		150.14	8		3.14			24.83	5		254.65	33	1
		天然生	総数	111.74	10		265.27	19	1	50.68	4		203.50	18		111.54	10	
			針		1											0.24		
		広	111.74	9		265.27	19	1	50.68	4		203.50	18		111.30	10		
	竹林																	
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材積:立木は千m³ 立竹は千束 成長量:千m³

区分			1 0 齢級			1 1 齢級			1 2 齢級			1 3 齢級			1 4 齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数		2,424.46	636	14	3,264.34	796	14	3,893.72	719	11	3,971.50	629	8	5,117.56	799	8
	総数	総数	2,424.46	636	14	3,264.34	796	14	3,893.72	719	11	3,971.50	629	8	5,117.56	799	8
		針	1,517.80	467	9	1,895.71	574	9	1,430.45	458	6	1,154.42	378	4	1,337.23	404	4
		広	906.66	169	5	1,368.63	222	5	2,463.27	261	5	2,817.08	251	4	3,780.33	395	5
	総数	総数	1,823.34	548	11	2,331.80	701	12	1,723.73	535	8	1,298.40	428	5	1,491.60	435	4
		針	1,456.66	447	9	1,833.41	559	9	1,344.43	431	6	1,052.61	351	4	1,174.25	361	3
		広	366.68	101	3	498.39	142	3	379.30	104	2	245.79	77	1	317.35	74	1
	育成層	総数	1,729.05	517	11	2,146.99	631	11	1,643.07	512	7	1,139.00	357	4	1,379.56	397	4
		針	1,395.50	426	8	1,719.20	515	8	1,301.27	417	5	952.34	307	3	1,108.89	337	3
		広	333.55	91	3	427.79	116	3	341.80	95	2	186.66	51	1	270.67	60	1
	育成層		(0.96)						(9.48)			(0.14)			(22.36)		
		総数	94.29	32	1	184.81	70	1	80.66	23		159.40	71	1	112.04	38	
		針	61.16	21		114.21	44	1	43.16	14		100.27	45		65.36	24	
		広	33.13	10		70.60	26	1	37.50	8		59.13	26		46.68	14	
	総数	総数	601.12	88	2	932.54	95	2	2,169.99	184	3	2,673.10	201	3	3,625.96	364	4
		針	61.14	20		62.30	15		86.02	27		101.81	27		162.98	43	
		広	539.98	68	2	870.24	80	2	2,083.97	157	3	2,571.29	174	2	3,462.98	322	4
	育成層	総数	32.46	8		22.25	3		52.13	12		31.54	9		105.97	23	
		針	22.46	6		7.43	1		29.53	8		25.12	7		47.83	13	
		広	10.00	2		14.82	2		22.60	4		6.42	1		58.14	10	
	育成層	総数	368.01	60	2	244.84	47	1	175.89	56	1	218.73	56	1	423.54	87	1
		針	36.36	13		50.18	13		51.21	16		56.93	17		83.93	22	
		広	331.65	47	1	194.66	34	1	124.68	40	1	161.80	40	1	339.61	65	1
	天然生	総数	200.65	20		665.45	46	1	1,941.97	115	2	2,422.83	136	2	3,096.45	254	3
		針	2.32	1		4.69	1		5.28	2		19.76	3		31.22	8	
		広	198.33	19		660.76	44	1	1,936.69	113	2	2,403.07	133	2	3,065.23	246	3
	竹林																
	無立木地																

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材積:立木は千m³ 立竹は千束 成長量:千m³

区分			1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木地	総数	総数	4,335.01	744	7	5,550.74	616	5	3,797.76	513	4	3,569.22	376	2	2,129.13	301	2		
		総数	総数	4,335.01	744	7	5,550.74	616	5	3,797.76	513	4	3,569.22	376	2	2,129.13	301	2	
			針	674.27	224	2	206.34	71		213.96	82		139.47	42		134.41	56		
			広	3,660.74	520	5	5,344.40	545	5	3,583.80	431	3	3,429.75	334	2	1,994.72	245	1	
	人工林	総数	総数	692.55	231	2	91.32	35		175.83	63		107.84	38		105.71	42		
			針	554.14	195	2	71.60	29		112.41	49		66.72	27		70.65	35		
			広	138.41	36		19.72	5		63.42	13		41.12	11		35.06	7		
		育成層	総数	639.82	208	2	88.65	33		168.37	58		98.43	34		76.25	29		
			針	522.00	178	2	70.07	28		108.70	45		60.82	24		54.25	26		
			広	117.82	30		18.58	5		59.67	12		37.61	10		22.00	3		
		育成層		(19.54)			(6.09)			(13.69)			(3.20)			(11.96)			
			総数	52.73	22		2.67	2		7.46	5		9.41	4		29.46	12		
			針	32.14	17		1.53	2		3.71	4		5.90	3		16.40	9		
			広	20.59	5		1.14			3.75	1		3.51	1		13.06	3		
		天然林	総数	総数	3,642.46	514	5	5,459.42	582	5	3,621.93	450	3	3,461.38	338	2	2,023.42	259	1
				針	120.13	30		134.74	42		101.55	33		72.75	15		63.76	21	
				広	3,522.33	484	5	5,324.68	540	5	3,520.38	417	3	3,388.63	323	2	1,959.66	238	1
			育成層	総数	31.39	9		46.82	11		32.47	7		1.90			1.92	1	
	針			15.69	5		15.46	5		5.02	1		1.42			1.54	1		
	広			15.70	4		31.36	6		27.45	6		0.48			0.38			
	天然生		総数	225.14	49	1	77.88	19		130.67	29		54.16	9		86.06	18		
			針	49.48	13		12.35	4		17.15	7		5.14	2		15.84	4		
			広	175.66	35		65.53	14		113.52	22		49.02	8		70.22	13		
	竹林		総数	3,385.93	456	5	5,334.72	552	5	3,458.79	414	3	3,405.32	328	2	1,935.44	241	1	
			針	54.96	11		106.93	32		79.38	25		66.19	13		46.38	16		
			広	3,330.97	445	5	5,227.79	520	5	3,379.41	390	3	3,339.13	315	2	1,889.06	225	1	
無立木地																			

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積:ha 材積:立木は千m³ 立竹は千束 成長量:千m³

区分			2 0 齡級			2 1 齡級以上			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			3,296.67	398	2	56,334.90	5,747	2	
立木地	総数	総数	3,296.67	398	2	56,334.90	5,747	2	
		針	128.06	40		2,058.40	307		
		広	3,168.61	358	2	54,276.50	5,440	1	
	総数	総数	39.22	18		205.38	50		
		針	31.28	16		157.11	41		
		広	7.94	2		48.27	9		
	育成単層林	総数	34.81	15		166.32	39		
		針	28.53	14		135.21	35		
		広	6.28	1		31.11	5		
	育成複層林		(3.85)			(10.07)			
		総数	4.41	3		39.06	10		
		針	2.75	2		21.90	6		
		広	1.66			17.16	4		
	天然林	総数	総数	3,257.45	380	2	56,129.52	5,697	2
			針	96.78	24		1,901.29	266	
			広	3,160.67	356	2	54,228.23	5,431	1
		育成単層林	総数				16.75	3	
針						11.38	3		
広						5.37	1		
育成複層林		総数	162.27	28		336.66	59		
		針	22.03	6		50.68	12		
		広	140.24	22		285.98	47		
天然生	総数	3,095.18	352	2	55,776.11	5,634	1		
	針	74.75	18		1,839.23	251			
	広	3,020.43	334	2	53,936.88	5,383	1		
竹林									
無立木地									

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

区分		立木地							無立木地等						計		
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外 の土		計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
制限林	面積	針	7,190.69	553.40	7,744.09	174.13	388.91	2,284.31	2,847.35		10,591.44						
		広	1,598.02	314.49	1,912.51	150.28	1,875.28	79,338.67	81,364.23		83,276.74						
	材積	計	8,788.71	867.89	9,656.60	324.41	2,264.19	81,622.98	84,211.58		93,868.18	8.83			44,231.57	44,240.40	138,108.58
		針	2,096.656	202.977	2,299.633	47.617	110.601	371.291	529.509		2,829.142				17,704	17,704	2,846,846
	成長量	広	415.925	99.735	515.660	17.720	354.816	7,782.557	8,155.093		8,670.753				135.992	135.992	8,806,745
		計	2,512.581	302.712	2,815.293	65.337	465.417	8,153.848	8,684.602		11,499.895				153.696	153.696	11,653.591
	成長量	針	34,448.2	3,975.5	38,423.7	428.9	1,176.7	708.0	2,313.6		40,737.3						40,737.3
		広	9,231.5	1,892.6	11,124.1	358.2	5,794.1	23,158.1	29,310.4		40,434.5						40,434.5
	成長量	計	43,679.7	5,868.1	49,547.8	787.1	6,970.8	23,866.1	31,624.0		81,171.8						81,171.8
		針	2,486.40	30.14	2,516.54	14.34	94.93	47.02	156.29		2,672.83						
普通林	面積	広	519.96	16.04	536.00	170.64	770.23	3,817.60	4,758.47		5,294.47						
		計	3,006.36	46.18	3,052.54	184.98	865.16	3,864.62	4,914.76	0.08	7,967.30	22.69			586.24	608.93	8,576.23
	材積	針	734.382	9.689	744.071	3.890	29.206	11.512	44.608		788.679				50	50	788,729
		広	125.096	4.889	129.985	23.828	87.599	445.646	557.073		687.058				330	330	687,388
	成長量	計	859.478	14.578	874.056	27.718	116.805	457.158	601.681		1,475.737				380	380	1,476,117
		針	11,554.6	107.8	11,662.4	37.3	227.1	47.5	311.9		11,974.3						11,974.3
	成長量	広	2,557.0	62.9	2,619.9	416.9	1,762.8	4,491.6	6,671.3		9,291.2						9,291.2
		計	14,111.6	170.7	14,282.3	454.2	1,989.9	4,539.1	6,983.2		21,265.5						21,265.5
	面積	針	9,677.09	583.54	10,260.63	188.47	483.84	2,331.33	3,003.64		13,264.27						
		広	2,117.98	330.53	2,448.51	320.92	2,645.51	83,156.27	86,122.70		88,571.21						
計	材積	計	11,795.07	914.07	12,709.14	509.39	3,129.35	85,487.60	89,126.34	0.08	101,835.48	31.52			44,817.81	44,849.33	146,684.81
		針	2,831,038	212,666	3,043,704	51,507	139,807	382,803	574,117		3,617,821				17,754	17,754	3,635,575
	成長量	広	541,021	104,624	645,645	41,548	442,415	8,228,203	8,712,166		9,357,811				136,322	136,322	9,494,133
		計	3,372,059	317,290	3,689,349	93,055	582,222	8,611,006	9,286,283		12,975,632				154,076	154,076	13,129,708
	成長量	針	46,002.8	4,083.3	50,086.1	466.2	1,403.8	755.5	2,625.5		52,711.6						52,711.6
		広	11,788.5	1,955.5	13,744.0	775.1	7,556.9	27,649.7	35,981.7		49,725.7						49,725.7
	成長量	計	57,791.3	6,038.8	63,830.1	1,241.3	8,960.7	28,405.2	38,607.2		102,437.3						102,437.3
		針															
	成長量	広															
		計															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

(面積：h a, 材積：m³、成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地								無立木地等					計	
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 土 地		計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
新発田市	面積	針	1,791.80	57.74	1,849.54	94.91	39.26	221.80	355.97		2,205.51					
		広	386.70	38.39	425.09	23.02	289.02	12,809.33	13,121.37		13,546.46					
		計	2,178.50	96.13	2,274.63	117.93	328.28	13,031.13	13,477.34	0.08	15,751.97	5.56		5,872.81	5,878.37	21,630.34
	材積	針	541,606	16,516	558,122	24,995	13,855	58,614	97,464		655,586			230	230	655,816
		広	96,075	8,637	104,712	4,560	41,298	884,457	930,315		1,035,027			11,729	11,729	1,046,756
		計	637,681	25,153	662,834	29,555	55,153	943,071	1,027,779		1,690,613			11,959	11,959	1,702,572
	成長量	針	8,711.3	170.2	8,881.5	248.0	109.6	124.5	482.1		9,363.6					9,363.6
		広	1,981.7	122.0	2,103.7	80.7	487.9	3,811.4	4,380.0		6,483.7					6,483.7
		計	10,693.0	292.2	10,985.2	328.7	597.5	3,935.9	4,862.1		15,847.3					15,847.3
村上市	面積	針	2,550.23	223.97	2,774.20	6.43	160.97	175.78	343.18		3,117.38					
		広	598.51	150.48	748.99	100.07	1,140.22	24,451.33	25,691.62		26,440.61					
		計	3,148.74	374.45	3,523.19	106.50	1,301.19	24,627.11	26,034.80		29,557.99			17,038.82	17,038.82	46,596.81
	材積	針	780,590	100,381	880,971	1,400	50,398	51,382	103,180		984,151			610	610	984,761
		広	188,438	61,897	250,335	8,428	170,613	3,238,681	3,417,722		3,668,057			46,305	46,305	3,714,362
		計	969,028	162,278	1,131,306	9,828	221,011	3,290,063	3,520,902		4,652,208			46,915	46,915	4,699,123
	成長量	針	13,964.3	1,379.2	15,343.5	14.6	532.0	61.2	607.8		15,951.3					15,951.3
		広	4,272.1	1,220.3	5,492.4	227.2	3,540.5	8,259.8	12,027.5		17,519.9					17,519.9
		計	18,236.4	2,599.5	20,835.9	241.8	4,072.5	8,321.0	12,635.3		33,471.2					33,471.2
五泉市	面積	針	272.62	36.09	308.71	2.72	9.63	286.35	298.70		607.41					
		広	47.91	23.64	71.55	1.16	83.70	5,332.58	5,417.44		5,488.99					
		計	320.53	59.73	380.26	3.88	93.33	5,618.93	5,716.14		6,096.40			5,257.16	5,257.16	11,353.56
	材積	針	78,584	9,255	87,839	498	2,399	25,500	28,397		116,236			6,000	6,000	122,236
		広	8,704	4,427	13,131	127	12,348	475,875	488,350		501,481			7,870	7,870	509,351
		計	87,288	13,682	100,970	625	14,747	501,375	516,747		617,717			13,870	13,870	631,587
	成長量	針	988.0	129.6	1,117.6	13.4	14.3	18.4	46.1		1,163.7					1,163.7
		広	149.7	72.8	222.5	1.4	104.5	1,014.0	1,119.9		1,342.4					1,342.4
		計	1,137.7	202.4	1,340.1	14.8	118.8	1,032.4	1,166.0		2,506.1					2,506.1
阿賀野市	面積	針	740.25	73.44	813.69	26.20	23.56	94.29	144.05		957.74					
		広	31.25	14.37	45.62	0.30	79.76	2,008.85	2,088.91		2,134.53					
		計	771.50	87.81	859.31	26.50	103.32	2,103.14	2,232.96		3,092.27	0.55		142.68	143.23	3,235.50
	材積	針	206,277	32,576	238,853	11,160	5,880	27,963	45,003		283,856			132	132	283,988
		広	7,215	4,364	11,579	59	11,919	256,838	268,816		280,395			110	110	280,505
		計	213,492	36,940	250,432	11,219	17,799	284,801	313,819		564,251			242	242	564,493
	成長量	針	2,753.7	1,662.9	4,416.6	84.8	35.8	144.0	264.6		4,681.2					4,681.2
		広	113.6	63.7	177.3	0.7	153.8	2,150.2	2,304.7		2,482.0					2,482.0
		計	2,867.3	1,726.6	4,593.9	85.5	189.6	2,294.2	2,569.3		7,163.2					7,163.2
胎内市	面積	針	352.95	51.39	404.34	13.85	41.23	189.83	244.91		649.25					
		広	99.84	25.93	125.77	15.12	130.00	9,741.60	9,886.72		10,012.49					
		計	452.79	77.32	530.11	28.97	171.23	9,931.43	10,131.63		10,661.74	2.19		1,674.99	1,677.18	12,338.92
	材積	針	98,472	15,486	113,958	3,251	9,984	32,341	45,576		159,534					159,534
		広	19,948	6,334	26,282	2,471	28,508	695,704	726,683		752,965			260	260	753,225
		計	118,420	21,820	140,240	5,722	38,492	728,045	772,259		912,499			260	260	912,759
	成長量	針	1,618.9	284.8	1,903.7	20.6	83.4	87.3	191.3		2,095.0					2,095.0
		広	349.1	137.5	486.6	29.0	364.8	2,214.4	2,608.2		3,094.8					3,094.8
		計	1,968.0	422.3	2,390.3	49.6	448.2	2,301.7	2,799.5		5,189.8					5,189.8

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
2. 複層林は下層木のみを対象とする。

(面積：h a, 材積：m ³ 、成長量：m ³ /年)															
市町村	区分	立木地								無立木地等					
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外 の地	計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計							
阿賀町	面積	針	2,533.77	104.02	2,637.79	41.05	114.68	1,310.72	1,466.45	4,104.24					
		広	657.41	53.16	710.57	38.51	489.64	15,642.33	16,170.48	16,881.05					
		計	3,191.18	157.18	3,348.36	79.56	604.32	16,953.05	17,636.93	20,985.29	6.26			10,837.70	31,829.25
	材積	針	689,613	27,251	716,864	9,135	29,929	174,275	213,339	930,203				7,582	937,785
		広	133,117	13,376	146,493	6,368	106,586	1,454,162	1,567,116	1,713,609				18,248	1,731,857
		計	822,730	40,627	863,357	15,503	136,515	1,628,437	1,780,455	2,643,812				25,830	2,669,642
	成長量	針	10,564.9	328.5	10,893.4	76.6	412.3	249.4	738.3	11,631.7					11,631.7
		広	2,933.4	250.4	3,183.8	82.2	1,865.6	4,578.6	6,526.4	9,710.2					9,710.2
		計	13,498.3	578.9	14,077.2	158.8	2,277.9	4,828.0	7,264.7	21,341.9					21,341.9
関川村	面積	針	1,435.47	36.89	1,472.36	3.31	94.51	52.56	150.38	1,622.74					
		広	296.36	24.56	320.92	142.74	433.17	13,170.25	13,746.16	14,067.08					
		計	1,731.83	61.45	1,793.28	146.05	527.68	13,222.81	13,896.54	15,689.82	16.96			3,993.65	19,700.43
	材積	針	435,896	11,201	447,097	1,068	27,362	12,728	41,158	488,255				3,200	491,455
		広	87,524	5,589	93,113	19,535	71,143	1,222,486	1,313,164	1,406,277				51,800	1,458,077
		計	523,420	16,790	540,210	20,603	98,505	1,235,214	1,354,322	1,894,532				55,000	1,949,532
	成長量	針	7,401.7	128.1	7,529.8	8.2	216.4	70.7	295.3	7,825.1					7,825.1
		広	1,988.9	88.8	2,077.7	353.9	1,039.8	5,621.3	7,015.0	9,092.7					9,092.7
		計	9,390.6	216.9	9,607.5	362.1	1,256.2	5,692.0	7,310.3	16,917.8					16,917.8
森林計画計	面積	針	9,677.09	583.54	10,260.63	188.47	483.84	2,331.33	3,003.64	13,264.27					
		広	2,117.98	330.53	2,448.51	320.92	2,645.51	83,156.27	86,122.70	88,571.21					
		計	11,795.07	914.07	12,709.14	509.39	3,129.35	85,487.60	89,126.34	101,835.48	31.52			44,817.81	146,684.81
	材積	針	2,831,038	212,666	3,043,704	51,507	139,807	382,803	574,117	3,617,821				17,754	3,635,575
		広	541,021	104,624	645,645	41,548	442,415	8,228,203	8,712,166	9,357,811				136,322	9,494,133
		計	3,372,059	317,290	3,689,349	93,055	582,222	8,611,006	9,286,283	12,975,632				154,076	13,129,708
	成長量	針	46,002.8	4,083.3	50,086.1	466.2	1,403.8	755.5	2,625.5	52,711.6					52,711.6
		広	11,788.5	1,955.5	13,744.0	775.1	7,556.9	27,649.7	35,981.7	49,725.7					49,725.7
		計	57,791.3	6,038.8	63,830.1	1,241.3	8,960.7	28,405.2	38,607.2	102,437.3					102,437.3

- (注) 1. 人工林及び天然林で平生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
2. 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積:ha

区分		市町村										
		新発田市		村上市		五泉市		阿賀野市		胎内市		阿賀町
保安林	水源かん養保安林		17,795.11		38,515.61		11,133.35		1,442.00		9,495.32	29,698.74
	土砂流出防備保安林		2,275.81	(1,131.09)	2,944.31	(4.89)	37.25		586.25		2,330.50	1,004.70
	土砂崩壊防備保安林		32.45		44.71						44.39	26.25
	飛砂防備保安林										34.15	
	防風保安林				258.53							
	水害防備保安林											
	潮害防備保安林											
	干害防備保安林		53.38		42.48						10.23	27.92
	防雪保安林											
	防霧保安林											
	なだれ防止保安林			(4.47)								55.79
	落石防止保安林											
	防火保安林											
	魚つき保安林											
	航行目標保安林											
	保健保安林			(258.52)			31.03	(498.85)	346.37	(34.15)		(310.75) 34.27
	風致保安林		0.31									
	計		20,157.06	(1,394.08)	41,805.64	(4.89)	11,201.63	(498.85)	2,374.62	(34.15)	11,914.59	(310.75) 30,847.67
保安施設地区												
砂防指定地			26.67	(0.03)	24.90	(0.22)	0.24	(0.21)	5.00	(180.89)	12.93	7.96
国立公園	特別保護地区	(2,063.16)	0.07	(4,285.29)						(41.73)	0.04	(4,417.00) 0.02
	第一種特別地域	(2,811.43)	0.19	(4,545.65)						(5,795.42)	0.03	
	第二種特別地域	(1,296.03)	0.62	(2,316.22)								(434.90)
	第三種特別地域			(9,907.59)	19.91							(2,071.10) 7.86
	地種区分未定地域											
	計	(6,170.62)	0.88	(21,054.75)	19.91					(5,837.15)	0.07	(6,923.00) 7.88
国定公園	特別保護地区											
	第一種特別地域											
	第二種特別地域											
	第三種特別地域											
	地種区分未定地域											
	計											
都道府県立自然公園	第一種特別地域	(116.69)						(121.12)				
	第二種特別地域	(2,430.71)	27.11	(62.44)	0.26	(3,574.97)		(999.44)	0.45			(567.67)
	第三種特別地域	(2,139.05)	189.18	(21.65)	38.48	(4,803.60)	0.02	(1,257.10)	661.37	(4,428.08)	393.57	(59.69) 14.52
	地種区分未定地域											
	計	(4,686.45)	216.29	(84.09)	38.74	(8,378.57)	0.02	(2,377.66)	661.82	(4,428.08)	393.57	(627.36) 14.52
原生自然環境保全地域												
自然環境保全地域特別地区												
都道府県自然環境保全地域特別地区			54.45	(150.56)	1.21							(421.77)
鳥獣保護区特別保護地区				(4,050.20)								
緑地保全地区												
風致地区												
特別母樹林			3.00									(3.18)
史跡名勝天然記念物		(116.69)			52.99					(4.13)	0.06	
種の保存法による管理地区												
その他												
合計		(10,973.76)	20,458.35	(26,733.71)	41,943.39	(8,383.68)	11,201.89	(2,876.72)	3,041.44	(10,484.40)	12,321.22	(8,286.06) 30,878.03

(注) () は、他の制限林と重複する面積で外書。

単位 面積:ha

区分		市町村			
		関川村		合計	
保安林	水源かん養保安林		13,977.69		122,057.82
	土砂流出防備保安林		3,990.68	(1,135.98)	13,169.50
	土砂崩壊防備保安林				147.80
	飛砂防備保安林				34.15
	防風保安林				258.53
	水害防備保安林				
	潮害防備保安林				
	干害防備保安林		26.07		160.08
	防雪保安林				
	防霧保安林				
	なだれ防止保安林			(4.47)	55.79
	落石防止保安林				
	防火保安林				
	魚つき保安林				
	航行目標保安林				
	保健保安林			(1,102.27)	411.67
	風致保安林				0.31
	計		17,994.44	(2,242.72)	136,295.65
保安施設地区					
砂防指定地		(0.10)	0.01	(181.45)	77.71
国立公園	特別保護地区			(10,807.18)	0.13
	第一種特別地域	(1,425.42)		(14,577.92)	0.22
	第二種特別地域	(3.08)	37.58	(4,050.23)	38.20
	第三種特別地域	(2,026.71)	232.23	(14,005.40)	260.00
	地種区分未定地域				
	計	(3,455.21)	269.81	(43,440.73)	298.55
国定公園	特別保護地区				
	第一種特別地域				
	第二種特別地域				
	第三種特別地域				
	地種区分未定地域				
	計				
都道府県立自然公園	第一種特別地域			(237.81)	
	第二種特別地域			(7,635.23)	27.82
	第三種特別地域			(12,709.17)	1,297.14
	地種区分未定地域				
	計			(20,582.21)	1,324.96
原生自然環境保全地域					
自然環境保全地域特別地区					
都道府県自然環境保全地域特別地区				(572.33)	55.66
鳥獣保護区特別保護地区				(4,050.20)	
緑地保全地区					
風致地区					
特別母樹林				(3.18)	3.00
史跡名勝天然記念物				(120.82)	53.05
種の保存法による管理地区					
その他					
合計		(3,455.31)	18,264.26	(71,193.64)	138,108.58

(注) () は、他の制限林と重複する面積で外書。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：千m³

樹種 林種	総 数	針葉樹計	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹
総数	26,379	17,021	2,878	15	591	8	126
人工林	4,336	3,691	2,636	12	382	7	7
天然林	22,042	13,330	243	3	209	1	119

樹種 林種	広葉樹計	ブナ	ナラ類	トチノキ	クリ	サクラ	その他 広葉樹
総数	9,358	3,303	743	27	14	5	5,266
人工林	646	0	1	0	0	0	644
天然林	8,712	3,303	741	27	14	5	4,622

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(6) 荒廃地等の面積

種 類		荒廃地	荒廃危険地
総 数		291	－
市 町 村 別 内 訳	新潟市	－	－
	新発田市	46	－
	胎内市	28	－
	五泉市	20	－
	阿賀野市	5	－
	村上市	55	－
	阿賀町	97	－
	聖籠町	－	－
	関川村	40	－
	粟島浦村	－	－

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	生物の害					森林火災					その他の害				
年 度	R元	R2	R3	R4	R5	R元	R2	R3	R4	R5	R元	R2	R3	R4	R5
総 数	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－	3	7	10	9	22

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市 町 村 別		組 合 名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総 額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
総 数		6組合	6,844	6	352,810	84,840	
森 林 組 合	新 発 田 市	さ く ら	1,483	1	55,776	8,322	
	五 泉 市	中蒲みどり	968	1	35,384	3,090	
	新 潟 市 秋 葉 区						
	村 上 市 (旧山北町)	村 上 市	847	2	81,960	16,648	
	村 上 市 (旧山北町を除く)	いわふね	1,411	-	28,703	21,940	
	阿 賀 町	東 蒲 原 郡	1,637	1	123,587	31,551	
森 林 組 合	関 川 村	関 川 村	498	1	27,400	3,289	
	総 数	51生産組合	3,101	-	565,773	25,157	
生 産 森 林 組 合	新 発 田 市	荒 川	73	-	16,473	367	
	〃	田 貝 山	140	-	6,722	31	
	胎 内 市	宮 久	9	-	9,748	53	
	〃	夏 井	39	-	12,469	148	
	五 泉 市	大 登	173	-	3,540	107	
	〃	下 戸 倉	48	-	9,295	396	
	〃	上 戸 倉	56	-	9,744	258	
	〃	小 山 田	47	-	4,428	31	
	阿 賀 野 市	大 平	154	-	7,975	152	
	〃	堀 越 山	200	-	45,225	326	
	村 上 市	大 須 戸	156	-	1,836	180	
	〃	関 口	85	-	9,378	320	
	〃	薦 川	13	-	20,604	472	
	〃	山 熊 田	-	-	-	-	
	〃	中 継	75	-	7,750	429	
	〃	小 保	-	-	-	-	
	〃	羽 下 ケ 淵	40	-	7,000	90	
	〃	高 根	143	-	37,484	4,163	
	〃	有 明	57	-	2,800	67	
	村 上 市	飯 岡	36	-	1,080	104	
	〃	桃 川	107	-	6,300	267	
	〃	七 湊	67	-	1,608	24	
	〃	里 本 庄	13	-	1,800	47	

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市 町 村 別		組 合 名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総 額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
生 産 森 林 組 合	村 上 市	下 助 渕	33	-	1,575	92	
	〃	殿 岡	30	-	1,650	68	
	〃	上 助 渕	26	-	1,200	52	
	〃	南 大 平	36	-	2,620	76	
	〃	小 出	26	-	1,859	93	
	〃	指 合	-	-	-	-	
	〃	中 原	-	-	-	-	
	〃	粕 尾	72	-	72,792	55	
	阿 賀 町	細 越	45	-	2,700	177	
	〃	五 十 沢	59	-	6,400	1,011	
	〃	鹿 瀬	98	-	10,035	667	
	〃	当 麻	46	-	7,500	253	
	〃	岩 谷	33	-	1,650	95	
	〃	吉 津	42	-	2,520	67	
	〃	水 沢	30	-	5,770	745	
	〃	角 島	-	-	-	-	
	〃	谷 沢	171	1	8,550	2,222	
	〃	五 十 島	94	-	6,547	8,588	
	〃	両 鹿 瀬	153	-	47,956	1,027	
	〃	川 口	16	-	1,020	70	
	〃	平 堀	43	-	4,500	123	
	〃	大 牧	32	-	16,320	413	
	〃	麦 生 野	36	-	7,820	135	
	〃	荒 沢	-	-	-	-	
	〃	深 戸	23	-	9,660	243	
	〃	菱 潟	35	-	9,500	401	
	〃	石 戸	22	-	57,864	238	
	関 川 村	上 関	81	-	49,865	138	
	〃	下 関	88	-	4,641	76	

(注) 「新潟県資料」による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分		林 業 経営体	素 材 生 産 業	木材卸売業 (うち素材市 売市場)	木材・木製品製造業		そ の 他
					製造業	その他	
総 数		382	34	37	56	2	31
市 町 村 別 内 訳	新 潟 市	10	1	26	18	1	11
	新 発 田 市	10	2	1	3	0	2
	胎 内 市	7	1	0	3	0	2
	五 泉 市	135	2	4	3	0	4
	阿 賀 野 市	12	2	2	8	0	2
	村 上 市	161	18	2	17	0	8
	阿 賀 町	30	6	1	2	1	2
	聖 籠 町	0	0	1	1	0	0
	関 川 村	17	2	0	1	0	0
	栗 島 浦 村	0	0	0	0	0	0

(注) 「新潟県資料」による。

(3) 林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

単位 人数：人

調 査 年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
労働者数	416	649	622	423

(注) 総務省統計局「国勢調査報告書」による。

(4) 林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

単位：台

フェラーバン チャー	スキッダ	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ
3	0	9	6	21

タワーヤーダ	スイングヤーダ	グラップルバ ケット	その他の高性能 林業機械
0	1	17	1

(注) 1 「新潟県資料」による。

2 保有台数は、高性能林業機械の自己所有の台数とリース等の台数の合計である。

(5) 作業路網等の整備の概況

国有林内における林道等の現況は310kmで林道密度は2m/haとなっている。

なお、当計画においては、32.0kmの林業専用道開設及び24.8kmの拡張を計画し、路網の着実な整備に努めることとしている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³ 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総 数	476	244	232	235	91	144	49	37	62
針 葉 樹	411	187	225	224	82	141	54	44	63
広 葉 樹	65	57	7	12	9	2	18	16	33

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
2,802	1,257	45

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
243	92	38	243	86	35	0	6	0

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡張箇所（路線数）		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	26	3	13	78	5	6
うち林業専用道	26	3	13	5	1	20

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：％

種 類	指 定			解 除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	0.00	0.00	—	0.00	17.29	—
水 源 か ん 養 保 安 林	—	—	—	—	14.48	—
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	—	—	—	—	—	—
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	—	—	—	—	—	—
飛 砂 防 備 保 安 林	—	—	—	—	—	—
防 風 保 安 林	—	—	—	—	—	—
干 害 防 備 保 安 林	—	—	—	—	—	—
な だ れ 防 止 保 安 林	—	—	—	—	2.81	—
保 健 保 安 林	—	—	—	—	—	—
風 致 保 安 林	—	—	—	—	—	—

イ 保安施設地区の面積

該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 地区、実行歩合：％

種 類	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安施設及び保安林の整備	189	26	14
地すべり事業	—	—	—

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（１）森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	0.33	—	—	62.82	63.15

（２）森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	10.38	66.33	76.71

6 森林資源の推移
(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：千m³

分期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	総数	総数	632	275	427	448	464	433	421	354
		針葉樹	557	256	391	410	423	393	376	313
		広葉樹	75	18	36	39	42	40	45	42
	主伐	総数	368	126	121	131	151	151	201	201
		針葉樹	307	116	101	109	126	126	167	167
		広葉樹	61	11	20	22	25	25	34	34
	間伐	総数	264	148	306	317	313	282	220	153
		針葉樹	250	141	290	301	297	267	208	145
		広葉樹	14	8	16	17	16	15	12	8
造林面積	総数		396	530	340	277	286	284	330	356
	人工造林		391	482	316	255	264	262	306	330
	天然更新		5	48	24	22	23	22	25	26

(注) 単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

区 分		単位 面積:ha 材積:千m³										
		面					積					材 積
		総 数	1・2 齡 級	3・4 齡 級	5・6 齡 級	7・8 齡 級	9・10 齡 級	11・12 齡 級	13・14 齡 級	15齡級 以 上		
第Ⅰ 分期	総 数	101,835	175	187	1,055	1,229	3,928	7,158	9,089	79,013	12,976	
	人工林	総数	12,709	152	157	331	876	2,930	4,056	2,790	1,418	3,689
		育成単層林	11,795	101	134	307	867	2,804	3,790	2,519	1,273	3,372
		育成複層林	914	50	22	24	9	126	265	271	145	317
	天然林	総数	89,126	24	30	724	353	998	3,103	6,299	77,596	9,286
		育成単層林	509	1	6	57	64	37	74	138	131	93
		育成複層林	3,129	0	20	290	35	648	421	642	1,073	582
		天然生林	85,488	22	4	377	254	312	2,607	5,519	76,391	8,611
第Ⅲ 分期	総 数	100,746	926	175	186	1,055	1,226	3,829	6,734	86,614	14,483	
	人工林	総数	11,894	896	152	156	331	873	2,831	3,633	3,022	4,682
		育成単層林	10,729	611	101	134	307	864	2,707	3,376	2,629	4,223
		育成複層林	1,165	285	50	22	24	9	124	257	393	458
	天然林	総数	88,852	30	24	30	724	353	998	3,101	83,592	9,801
		育成単層林	515	5	1	6	57	64	37	74	269	57
		育成複層林	2,848	23	0	20	290	35	648	420	1,412	314
		天然生林	85,489	1	22	4	377	254	312	2,607	81,911	9,430
第Ⅴ 分期	総 数	100,807	617	926	175	186	1,049	1,181	3,683	92,988	15,602	
	人工林	総数	11,926	571	896	152	156	325	828	2,686	6,312	5,486
		育成単層林	10,705	503	611	101	134	301	820	2,565	5,669	4,924
		育成複層林	1,221	67	285	50	22	24	8	121	643	562
	天然林	総数	88,881	47	30	24	30	724	353	998	86,676	10,116
		育成単層林	524	10	5	1	6	57	64	37	343	60
		育成複層林	2,861	30	23	0	20	290	35	648	1,814	326
		天然生林	85,496	7	1	22	4	377	254	312	84,518	9,731
第Ⅶ 分期	総 数	100,805	570	617	926	175	183	1,032	1,136	96,165	16,102	
	人工林	総数	11,897	525	571	896	152	153	308	783	8,509	5,739
		育成単層林	10,625	463	503	611	101	131	284	776	7,755	5,125
		育成複層林	1,272	62	67	285	50	22	24	8	754	614
	天然林	総数	88,909	45	47	30	24	30	724	353	87,656	10,363
		育成単層林	542	17	10	5	1	6	57	64	380	63
		育成複層林	2,871	28	30	23	0	20	290	35	2,445	335
		天然生林	85,496	0	7	1	22	4	377	254	84,830	9,965
第Ⅸ 分期	総 数	100,779	686	570	617	926	173	173	1,010	96,623	16,219	
	人工林	総数	11,836	636	525	571	896	150	143	286	8,630	5,676
		育成単層林	10,503	561	463	503	611	99	121	262	7,882	5,037
		育成複層林	1,333	75	62	67	285	50	22	23	749	639
	天然林	総数	88,942	50	45	47	30	24	30	724	87,993	10,543
		育成単層林	559	17	18	10	5	1	6	57	445	66
		育成複層林	2,888	33	28	30	23	0	20	290	2,463	342
		天然生林	85,496	0	0	7	1	22	4	377	85,085	10,134

(注) 1 齢級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齢級、6年生から10年生までを2 齢級、以下順次3、4 齢級とする。

7 主伐(皆伐) 上限量の目安(年間)

75 千m³